

健康・福祉

健康・医療

■窓口

甚目寺保健センター TEL 443-0005
 七宝保健センター TEL 441-5665
 美和保健センター TEL 443-3838

●成人の健康

■各種検診

検診には、保健センターで集団で受ける集団検診と、指定医療機関で受ける個別検診があります。

【各種検診の対象者と内容】

H24.3.1現在

区 分	対象者	検診場所	内 容
肺 が ん (結核を含む)	40歳以上の方	指定医療機関	胸部エックス線撮影
		保健センター	喀痰検査
胃 が ん	40歳以上の方	指定医療機関	胃部エックス線撮影
		保健センター	
大 腸 が ん	40歳以上の方	指定医療機関	便潜血反応検査(2日間法)
		保健センター	
子 宮 が ん (2年に1回の検診)	20歳以上の女性	指定医療機関	問診・子宮頸部細胞診 (体部検診は出血等症状のある方)
		保健センター	問診・子宮頸部細胞診



健康・福祉

〈 広 告 〉

医療・介護・福祉の「あんしんネットワーク」

医療法人宝会グループは、入院から入所、在宅生活に至るまでの様々なサービスで、「あんしん」をお約束します。

医療法人 宝会グループ

URL:<http://takarakai.or.jp>

七宝病院



- 診療科 精神神経科
認知症治療病棟
物忘れ、うつ病、神経症等相談
- 訪問看護サービス

七宝病院

TEL.052-443-7800 FAX.052-443-7997
 七宝病院 訪問看護ステーション
 TEL.052-443-7800 FAX.052-443-7997

老人保健施設 七宝園



- 老人保健施設
- 定員 100名
- 2階 50名 一般フロア
- 3階 50名 認知症フロア

老人保健施設 七宝園

TEL.052-445-5411 FAX.052-445-4555
 宝会指定 居宅介護支援事業所
 TEL.052-445-5427 FAX.052-445-5428

グループホーム 七宝



- 定員 18名(1階9名 2階9名)

グループホーム 七宝

TEL.&FAX.052-443-5501

54

あま市 暮らしの便利帳

区 分	対象者	検診場所	内 容
乳 が ん	40歳以上の女性 (2年に1回の検診)	指定医療機関 保健センター	問診・視診・触診 乳房エックス線検査(マンモグラフィ)
	30～39歳の女性 (毎年受診可)	指定医療機関	問診・視診・触診 超音波検査(エコー)
前 立 腺 が ん	50歳以上の男性	指定医療機関	血液検査(PSA検査)
		保健センター	
骨粗しょう症健診 (2年に1回の検診)	20歳以上70歳以下の女性	保健センター	超音波検査(エコー)
歯 科 検 診	20歳以上の方	保健センター	歯周疾患検診

*健康増進法等の改正により変更することがあります。

■健康相談・健康教室等

健康に関する相談や健康づくり教室および栄養教室など、健康づくりに役立つ教室・講座を実施します。

■高齢者予防接種

区 分	種 類	対 象 者	接種方法
個 別 接 種	インフルエンザ	・65歳以上の方 ・60歳以上65歳未満で身体障害者手帳内 部疾患1級程度の方で希望する方	指定医療機関において接種

*予防接種法等の改正により変更することがあります。



健康・福祉



〈 広 告 〉

内 科 小児科 はら医院

診 療 時 間	月	火	水	木	金	土
午前9:00～12:00	○	○	○	○	○	○
午後4:00～ 7:00	○	○	○	○	○	／

休 診 日 土曜日午後・日曜日・祝日
大治町大字花常字福島34-1
(ピアゴ大治店西)

TEL (052) 443-6662

あま市民病院

490-1111 愛知県あま市甚目寺山之浦148番地
TEL 052-444-0050 FAX 052-444-0064 <http://www.city-ama-hosp.jp>

【病院科目】

内科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科



2010年にあま市が誕生したことなどに伴い、公立尾陽病院は「あま市民病院」となりました。

現在の医療を取り巻く環境は決して良好とはいえないのが実情です。その中でも、当院は海部東部地域の中核病院として、近隣の医療機関や介護関係施設と連携し、地域の皆様の健康を守るための医療を行っております。「地域の人々の健康と福祉を護る」を理念として、全職員がこの規模の地域に根ざした病院だからこそできる「小回りの利く親切な医療」の提供を心がけています。

当院では、電子カルテの導入や、MRI、心電図、乳腺・産婦人科エコーの更新も行い医療機器のより一層の充実も図り、クリティカルパス（治療や看護を標準化して効率・均質を図ること）も積極的に導入し、各職種間の連携を密に行い、それぞれが日々技術的・学術的なレベルアップに努めています。



健康・福祉



		月	火	水	木	金
内 科	午前	○	○	○	○	○
	午後	○	○	○	○	○
小 児 科	午前	○	○	○	○	○
	午後	予約	予約	予約	予約	
耳鼻咽喉科	午前		○	○		○
	午後	○	○	○	○	○
外 科	午前	○	○	○	○	○
脳神経外科	午前	○	○		○	
整形外科	午前	○	○	○	○	○
眼 科	午前	○	○	○	○	○
産 婦 人 科	午前	○	○	○	○	○
乳 腺 (外 科)	午前			○		

平成24年1月1日現在

- 午前の受付は、8:30～11:30、午後の受付は、内科が1:00～2:30 耳鼻咽喉科が1:00～3:30となっております。
- 小児科の午後診は、特殊外来となっております。
- 休診日は、土、日、祝日、年末年始となっております。
- その他ご不明な点は、お問合せ下さい。
- 診察時間に関しまして、変更する場合がございますのでご了承ください。

介護保険

介護保険制度は、40歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要になったときに、費用の一部を支払って各種のサービスを利用することができる制度です。

■窓口

甚目寺庁舎：福祉部高齢福祉課 TEL 444-3141
 本庁舎：総務部美和市民サービスセンター TEL 444-0968
 七宝庁舎：総務部七宝市民サービスセンター TEL 441-7117

■被保険者の種類

区 分	第1号被保険者	第2号被保険者
対 象 者	65歳以上の方	40歳以上65歳未満で医療保険に加入している方
保 険 料	所得の状況に基づき算定	加入している医療保険の算定方法に基づき設定
保 険 料 の 納 付	【特別徴収】 老齢、退職年金等の金額が年額18万円以上の方は、年金から天引きされます。 【普通徴収】 老齢、退職年金等の金額が年額18万円未満の方は、納付書または口座振替により納めます。	・国民健康保険に加入されている方 国民健康（医療）保険分と介護保険分をあわせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。 ・職場の医療保険に加入されている方 医療保険と介護保険料をあわせて給与から徴収されます。

■介護保険料

第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料は3年に1度策定される高齢者福祉計画・介護保険事業計画における介護サービスの量とその費用などに基づいて市町村ごとに基準の保険料が設定され、被保険者の所得の状況に応じて算定されます。第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の介護保険料は、被保険者が加入している医療保険の算定方法で算定されます。

■介護保険サービスを利用するための手続き

介護サービスを利用するには「要介護認定」の申請していただき、介護が必要であると認定される必要があります。

申請手続きは、本人や家族などが最寄りの庁舎の窓口で行ってください。



〈 広 告 〉

—— 地域をサポートする
家族的なスタッフ集団です。 ——

お気軽にご相談下さい！

リハビリデイサービス さくら 052-441-1191
 さくら訪問介護 052-443-3213
 さくら居宅介護 052-443-3273
 さくら訪問マッサージ 052-443-3213
 さくら介護タクシー 052-443-3213

株式会社ケア・フロンティア
 〒497-0011 愛知県あま市七宝町安松十四丁目97

たんぽぽ 介護センター TANPOPO CARE SERVICE CENTER あなたの笑顔に
逢いたくて

たんぽぽデイサービス 甚目寺

あま市本郷郷前9番
TEL 052-462-0765
<http://www.tanpopo-kaigo.co.jp/>

■介護サービスの種類

介護サービスは、次表のとおり在宅サービスと施設サービスがあります。

区 分	サービス名	サービス内容
在宅サービス	訪問介護・介護予防訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが家庭を訪問して、介護や家事など身の回りの援助をします。
	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	介護士と看護師が家庭を訪問して、入浴の介護を行います。
	訪問看護 介護予防訪問看護	看護師が家庭を訪問し、療養上の世話や診療の補助をします。
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が、家庭で機能訓練を行います。
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理指導を行います。
	通所介護・介護予防通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンターで、食事などの基本サービスや機能訓練などを行います。
	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	老人保健施設や医療機関などで、食事などの基本サービスや機能訓練などを行います。
	短期入所生活／療養介護 介護予防短期入所生活／療養介護 (ショートステイ)	福祉施設や医療機関に短期間入所し、日常生活の支援や機能訓練が受けられます。
	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。
	福祉用具購入費支給 介護予防福祉用具購入費支給	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつのための用具(特定福祉用具)の購入費を支給します。
	住宅改修費支給 介護予防住宅改修費支給	家庭での手すりの取り付けや段差の解消などの改修の費用を支給します。 ※事前の申請が必要です。
	認知症対応型共同生活 介護予防認知症対応型共同生活 (グループホーム)	認知症の高齢者が、共同生活で介護サービスを受けられます。 ※地域密着型サービスのため、原則として他市町村のサービスは利用できません。
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等で日常生活の支援や介護を受けられます。



健康・福祉

＜ 広 告 ＞

福祉用具販売・レンタル・住宅改修



総合社会福祉施設等のコンサルタント

株式会社 メディカル加藤

あま市方領屋敷185-2
TEL052-444-2873(代)

メガネのサトウ

「安心宣言」
信頼と技術で、サトウは安心をお約束します。

7日間ご自宅でじっくり試していただけます
お電話いただければご自宅にお伺いします

補聴器
耳かけ型
HB-G6CX 軽度 中度 高度

スリム・軽量
5チューブを採用
5チューブの重さは約1.3ミリ、ほとんど目立ちません。

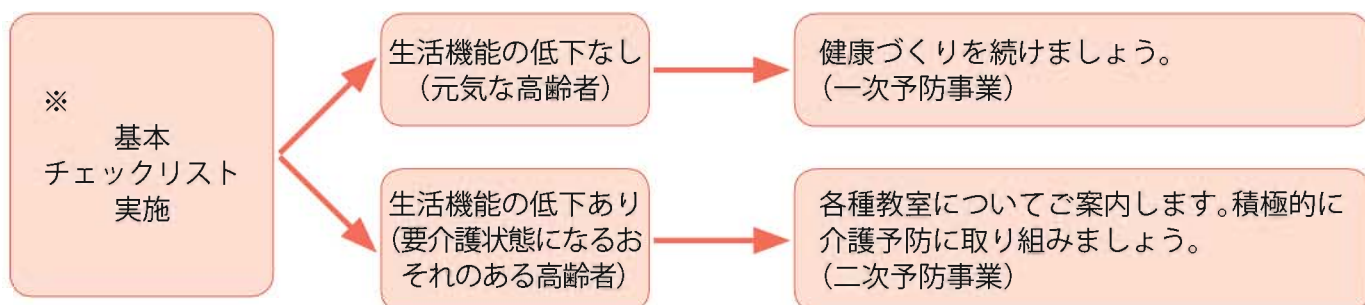
オープン耳せん採用
音のこもり感、ひびき感を軽減します。
●専用のフックなどを使用することにより高度難聴(〜80dBHL)にも対応

甚目寺店 あま市甚目寺五位田128 ヨシツヤSC2F TEL 052-449-2341	津島本店 津島市津島北新開351 イッツボナンザシティヨシツヤ1F TEL 0567-23-7350	神守店 津島市我原町中深45-1 TEL 0567-26-0081	師勝店 北名古屋市鹿田竹ノ宮1929 ヨシツヤ師勝店1F TEL 0568-23-5013
---	--	--	---

区 分	サービス名	サービス内容
施 設 サ ー ビ ス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護を受けられます。
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。
	介護療養型医療施設 (療養病床等)	長期の療養を必要とする人のための医療施設です。

■介護予防事業

要介護などの原因となる生活機能の低下のサインを見逃さないように、65歳以上の方(要介護認定者を除く)を対象に「基本チェックリスト」を実施しています。その結果、積極的に介護予防に取り組む必要がある方には、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等の各種教室をご案内します。その他にも、一般高齢者向けの介護予防教室がありますので、詳しくは広報等をご覧ください。



※基本チェックリスト:日常生活における心身機能の低下の兆候(危険な老化のサイン)を判断するものとして、厚生労働省において作成された全国共通の質問票

■地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の皆さんが、いつまでも健やかに住みなれた地域で生活していけるように、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支えるための活動をしています。高齢者に関するご相談がありましたら、地域包括支援センターを積極的にご利用ください。

甚目寺庁舎:地域包括支援センター TEL 444-3159
 本庁舎 :地域包括支援センター美和相談所 TEL 444-0937
 七宝庁舎 :地域包括支援センター七宝相談所 TEL 441-7118

〈 広 告 〉



有限会社 エネルグ

〒490-1107 愛知県あま市森2-6-5
 TEL (052) 462-6193 FAX (052) 462-6186
<http://nyereg.co.jp>



▶ 訪問看護ステーションAN TEL052-462-6193

在宅療養を行っている方々の生活の質を向上し、病状に応じた適切な看護を提供して、家庭において、より安定した療養生活が送れるよう支援することを目的とする活動です。
 理学療法士や作業療法による訪問リハビリテーションも充実し、医療と介護の両面からサポート致します。

▶ デイサービス心愛 TEL052-462-2011

体力や日常生活動作の維持・向上を目的に、リハビリを行う通所サービスです。
 (内容)リハビリテーション・昼食・入浴・レクリエーション・送迎

居宅介護支援事業所
 プライマリケアプランセンター
 ケアプラン作成・介護相談承ります。

Cafe Luce (カフェ ルーチェ)
 地域のコミュニティー喫茶
 介護・リハビリ相談、介護用品の販売も行っています。
 あま市小路1-6-8

高齢者福祉

●高齢者福祉事業

■窓口

甚目寺庁舎：福祉部高齢福祉課 TEL 444-3141

【主な高齢者福祉事業】

種 類	内 容
敬 老 会 事 業	敬老の日にちなんで、敬老会を開催します。(市内在住75歳以上が対象)
敬 老 金 支 給 事 業	節目の歳(80,85,90,95歳)を迎えられる方にお祝い金を贈呈します。
長 寿 記 念 祝 金 支 給 事 業	100歳を迎えられる方にお祝い金を贈呈します。
金 婚 夫 婦 記 念 品 贈 呈 事 業	結婚生活50周年を迎えられたご夫婦に記念品を贈呈します。
徘徊高齢者 家族支援サービス事業	徘徊のおそれのある認知症の高齢者に方にあらかじめ専用端末機を身につけてもらい、その方が行方不明になったとき、家族の方に居場所をお知らせします。(利用者負担あり)
在宅老人短期保護事業	介護保険の認定を受けていない65歳以上の高齢者を介護している方が、疾病にかかる等の理由により、虚弱高齢者が居宅に一人きりになるなど日常生活を営むことに支障がある時に養護老人ホームなどに一時的に滞在していただけるサービスです。(利用者負担あり)
老人日常生活用具給付等事業	おおむね65歳以上のねたきりやひとり暮らしの高齢者であって、必要と認められる方に対して、電磁調理器、火災警報器などを給付します。(課税状況により利用者負担あり)
緊急通報システム事業	緊急時に迅速かつ適切な対応を図るために、おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者等に対して、緊急通報装置を設置します。(利用者負担あり)

●医療費助成制度

後期高齢者福祉医療費助成…福祉医療(P52)参照

〈 広 告 〉

海

部

東

部

介護のことなら
ご相談下さい

地域に根ざした

トータル介護

海部東部介護支援センター TEL(052)462-0231
海部東部デイサービスセンター TEL(052)462-0601
海部東部訪問介護サービス TEL(052)462-0230
日中一時支援サービス TEL(052)442-3191

(有)ゆうあい介護
あま市新居屋鶴田14番地



障がい者福祉

●障害者手帳

■窓口

甚目寺庁舎：福祉部社会福祉課 TEL 444-3135
 本庁舎：総務部美和市民サービスセンター TEL 444-0968
 七宝庁舎：総務部七宝市民サービスセンター TEL 441-7117

種 類	内 容
身 体 障 害 者 手 帳	手帳には、1級(重度)から6級(軽度)までがあります。 障害の種類は、視覚、聴覚、音声・言語、そしゃく、肢体、心臓、呼吸器、腎臓、膀胱又は直腸、小腸、免疫、肝臓の計12種類です。
療 育 手 帳	手帳には、A種(重度)からC種(軽度)までがあります。 児童・障害者相談センターにおいて知的障害であると判定された方に対し交付されます。
精神障害者保健福祉手帳	手帳には、1級(重度)から3級(軽度)までがあります。 精神疾患のために長期に日常生活や社会生活に一定の支障があると認められる方に対し交付されます。

*手帳の種別や等級により様々な福祉サービスのほか福祉手当の受給、税金の控除、交通料金の割引などのサービスが利用できます。

●手当

■窓口

甚目寺庁舎：福祉部社会福祉課 TEL 444-3135
 本庁舎：総務部美和市民サービスセンター TEL 444-0968
 七宝庁舎：総務部七宝市民サービスセンター TEL 441-7117

種 類	内 容
心 身 障 害 者 扶 助 料 (市 の 手 当)	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方に、その等級に応じて市の扶助料が支給されます。ただし、施設入所者は除きます。
特 別 障 害 者 手 当 (国 ・ 県 の 手 当)	身体または知的・精神に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給されます。ただし、施設入所者及び長期入院者は除きます。 特に重度な方に、国制度分に加算して県制度分を上乗せして支給されます。
障 害 児 福 祉 手 当 (国 ・ 県 の 手 当)	身体または知的・精神に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の方に支給されます。ただし、施設入所者及び障がいを事由とした年金受給者は除きます。 特に重度な方に、国制度分に加算して県制度分を上乗せして支給されます。
経 過 的 福 祉 手 当 (国 ・ 県 の 手 当)	20歳以上の従来の福祉手当受給者であって、特別障害者手当、障害基礎年金及び特別障害者給付金のいずれも受けることができない方に支給されます。ただし、施設入所者は除きます。 特に重度な方に、国制度分に加算して県制度分を上乗せして支給されます。

〈 広 告 〉



NPO法人 とんくいの森



あま施設



名駅施設

営業時間
月～土 10:00～18:00
休 日 日曜日、祝日
あま市七宝町桂郷内1634
TEL 052-445-3030
FAX 052-445-3035



営業時間
月～土 10:00～18:00
休 日 日曜日、祝日
名古屋市中村区太閤4-3-1
TEL 052-451-1010
FAX 052-451-1050



障がい児お預かりサービス

障がい者就労支援サービス



健康・福祉

種 類	内 容
特 別 児 童 扶 養 手 当 (国 の 手 当)	身体または知的・精神に障がいをもつ20歳未満の児童を育てられている方に支給されます。
在 宅 重 度 障 害 者 手 当 (県 の 手 当)	身体障害者手帳、療育手帳の交付日現在において65歳未満である在宅の重度障がい者に手当が支給されます。ただし、特別障害者手当受給者、障害児福祉手当受給者、経過福祉手当受給者及び施設入所者は除きます。

※心身障害者扶助料以外は、支給対象であっても所得制限などにより、支給されないことがあります。

●自立支援医療

■窓口

甚目寺庁舎：福祉部社会福祉課 TEL 444-3135
 本庁舎：総務部美和市民サービスセンター TEL 444-0968
 七宝庁舎：総務部七宝市民サービスセンター TEL 441-7117

種 類	内 容
自 立 支 援 医 療 (更 生 医 療) の 給 付	18歳以上の身体障がい者の方が、身体の機能の回復を図るために必要となる医療の給付(医療に要する費用の支給)を行っています。 所得により自己負担(原則、医療費の1割)があります。 ただし、所得に応じた月額自己負担上限額が設定されます。
自 立 支 援 医 療 (精 神 通 院) の 給 付	精神にかかる疾病を治療するために必要となる通院医療費の給付を行っています。(入院医療費は対象となりません。) 所得により自己負担(原則、医療費の1割)があります。 ただし、所得に応じた月額自己負担上限額が設定されます。

●医療費助成制度

障害者医療費助成…福祉医療(P52)参照
 精神障害者医療費助成…福祉医療(P52)参照

●障害福祉サービス

■窓口

甚目寺庁舎：福祉部社会福祉課 TEL 444-3135
 本庁舎：総務部美和市民サービスセンター TEL 444-0968
 七宝庁舎：総務部七宝市民サービスセンター TEL 441-7117

訪問系サービス【在宅で訪問を受けたり、通所などして利用するサービスです。】

サービスの名称	内 容
居 宅 介 護 (ホ ー ム ヘ ル プ)	居宅で入浴、排せつ、食事の介護や家事等の支援を行います。
重 度 訪 問 介 護	重度の肢体不自由の方で常に介護を必要とする方を対象に、居宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。
行 動 援 護	自己判断能力が制限されている方を対象に、行動するときに生じ得る危険を回避するために必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。
重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	介護の必要性が高い方を対象に、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。
同 行 援 護	視覚障がいのある方を対象に、移動に必要な情報提供等、外出する際に必要な援助を行います。平成23年10月からの新しいサービスです。

日中活動系サービス【昼間の活動を支援するサービスを行います。】

サービスの名称	内 容
生 活 介 護	常に介護を必要とする方を対象に、主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
自 立 訓 練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。
就 労 移 行 支 援	一般企業等への就労を希望する65歳未満の方を対象に、定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就 労 継 続 支 援 (A 型 ・ B 型)	一般企業等への就労が困難な方を対象に、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
療 養 介 護	医療と常に介護を必要とする方を対象に、医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。
短 期 入 所 (ショートステイ)	介護者が病気の場合等の理由により、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

居住系サービス【入所施設で住まいの場としてサービスを行います。】

サービスの名称	内 容
共 同 生 活 介 護 (ケアホーム)	夜間や休日に共同生活を営む住居で、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
共 同 生 活 援 助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行います。
施 設 入 所 支 援	入所者に対して主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

相談支援

サービスの名称	内 容
計 画 相 談 支 援	障害福祉サービスの利用にあたり、サービス等利用計画を作成し、サービスの円滑な利用に必要な支援を行います。
地 域 移 行 支 援	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
地 域 定 着 支 援	居宅において単身等で生活する障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。

障害児通所支援

サービスの名称	内 容
障 害 児 支 援 利 用 計 画	障害児通所支援の利用にあたり、障害児支援利用計画を作成し、サービスの円滑な利用に必要な支援を行います。
児 童 発 達 支 援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医 療 型 児 童 発 達 支 援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行います。
放 課 後 等 デ イ サービス	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保 育 所 等 訪 問 支 援	保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等の安定した利用を促進するための支援を行います。



健康・福祉

地域生活支援事業

種 類	内 容
相 談 支 援 事 業	障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的に、障がいのある方やその家族、介助をする方などからの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な支援を行います。
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 支 援 事 業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのある方に、要約筆記者、手話通訳者等を派遣して、円滑な意思疎通ができるよう支援します。
日 常 生 活 用 具 給 付 等 事 業	障がいの部位や程度に応じて、日常生活に必要な用具の給付や、住宅内の段差解消や手すりの取り付けなどの住宅改修工事費を助成します。
移 動 支 援 事 業	屋外での移動に困難がある障がいのある方を対象に、外出のための支援を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進します。
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー 事 業	施設等で、創作的活動や生産活動、地域との交流促進などの活動を支援し、障がいのある方の地域生活を支援します。
訪 問 入 浴 サ ー ビ ス 事 業	家庭での入浴が困難な身体障がいのある方の自宅を訪問して、入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
日 中 一 時 支 援 事 業	日中、障害者支援施設等において、障がいのある方への活動の場を提供するとともに見守りを行い、社会参加するための日常的な訓練を行います。
自 動 車 改 造 助 成 事 業	身体に障がいのある方が、自ら所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労・通院・通学等地域での自立生活及び社会参加を促進します。
自 動 車 運 転 免 許 取 得 助 成 事 業	身体に障がいのある方が、就労・通院・通学等社会活動への参加を目的として普通自動車免許を新規取得する場合に、取得するために要する費用の一部を助成します。

補装具費の支給

種 類	内 容
補 装 具 の 交 付 ・ 修 理	身体障がい者(児)に身体機能の障がいを補い、日常生活を容易にするための器具購入(修理)にかかる費用を支給します。 所得により自己負担(原則、基準額の1割)があります。 ただし、所得に応じた月額自己負担上限額が設定されます。

●税の控除・減免

■窓口

本庁舎:総務部税務課 TEL 444-0509

種 類	内 容
住 民 税 の 障 害 者 控 除	本人・控除対象配偶者・扶養親族が障がい者である場合、所得税・住民税ともに課税対象額より障害者控除・特別障害者控除を受けることができます。
軽 自 動 車 税 の 減 免	身体障がい者等でその程度が一定の要件に該当する場合、軽自動車税が減免になることがあります。

●割引等

■窓口

甚目寺庁舎:福祉部社会福祉課 TEL 444-3135
本庁舎 :総務部美和市民サービスセンター TEL 444-0968
七宝庁舎 :総務部七宝市民サービスセンター TEL 441-7117

種 類	内 容
有 料 道 路 の 料 金 割 引	身体障害者手帳または療育手帳(障害程度A)の所有者が有料道路を通行する際、障がい者1人につき1台の自動車に対して料金が半額になります。
N H K 受 信 料 の 免 除	NHKへ免除申請書を提出した月から受信料が免除されます。 【全額免除】 障害者手帳(身体・療育・精神)保持者のいる世帯で、世帯員全員が市民税非課税の場合。 【半額免除】 世帯主が視覚または聴覚障がい者である場合。 世帯主が重度の障がい者(身体障害1・2級、知的障害A、精神障害1級)の場合。 ※その世帯主が受信契約者でなければ免除対象外となります。

生活保護

生活保護制度は、病気や失業等のために収入がなくなり、資産や他の制度を活用しても、日常生活を営むことが困難となった世帯を援助して、自立を助けようとする制度です。

■窓口

甚目寺庁舎:福祉部社会福祉課 TEL 444-3135

子育て・教育

子育て

●母と子の健康

■窓口

甚目寺保健センター TEL 443-0005
七宝保健センター TEL 441-5665
美和保健センター TEL 443-3838

■妊娠したとき

種 類	内 容
母子健康手帳交付	妊娠届出書の提出により母子健康手帳を交付します。母子健康手帳は、妊娠の初期からの母子の健康記録となります。
妊婦・乳児健康診査 受診票交付	妊婦および乳児(1歳未満)の健康管理や異常の早期発見のため、健康診査を県内の医療機関に委託して行います。妊婦健診は15回(子宮がん検診を含む)、乳児健診は2回受診できます。 受診票は母子健康手帳と同時に交付します。
マタニティ教室	歯科健診 妊婦を対象に、歯科健康教育、歯科健診・相談を行います。
	一般編 妊婦とその家族を対象に、安心してマタニティライフを送ることができるよう、妊娠中の健康管理、栄養、沐浴実習などの内容で実施します。



子育て・教育

〈 広 告 〉



かなえませんか「夢」

あなたの小さな夢、大きな夢を伝えて下さい。
きっとかないます。

アイディーホームスタジオ有限公司
〒490-1116
愛知県あま市本郷柿ノ本126
<http://www.idhomestudio.com/>

052-618-7977
info@idhomestudio.com



アイディーホームスタジオ有限公司
代表取締役 坂本 将志



■子どもが生まれたとき(生まれたら・生まれた後)

【健康診査・相談・教室】

種 類	内 容
健 康 診 査	対象:乳児(3か月児)幼児(1歳6か月児・2歳児・3歳児) 身体計測、内科診察(2歳児を除く)、歯科診察(3か月児を除く)・栄養・発達等の相談
相 談	身体計測、育児一般、栄養・歯科・発達等の相談
教 室	離乳食、歯みがき、遊び等の教室

【予防接種】

H24年4月1日現在

区 分	種 類	対 象 者
集 団 接 種	BCG	生後6か月に至るまでの子
	ポリオ	生後3か月～90か月に至るまでの子
個 別 接 種	麻しん及び風しん	1期 1歳から2歳に至るまでの子
		2期 年長児に相当する年齢の子
		3期 中学校1年生に相当する方
		4期 高校3年生に相当する方
	三種混合 (ジフテリア・百日せき・ 破傷風)	生後3か月～90か月に至るまでの子
	二種混合 (ジフテリア・破傷風)	11歳以上13歳未満(小学校6年)
	日本脳炎	予防接種法施行令等の一部改正により、平成7年6月1日から平成19年4月1日生まれまでの方(特例対象者)が、定期の予防接種の対象者になりました。未接種の方で接種を希望される方は、20歳の誕生日の前々日までの間に接種ができますので、お住まいの地区の保健センターまで予約等を取りに来てください。

*予防接種法の改正により変更されることがあります。



子育て・教育

＜ 広 告 ＞



安藤クリニック

内科・循環器内科・小児科

中萱津道場98番地

☎052-444-1508

診療時間

	月	火	水	木	金	土
午前 9:00～12:00	●	●	●	●	●	●
午後 4:00～ 7:00	●	●	●	●	●	／

休診日／日曜・祝日・土曜日の午後



66

あま市 暮らしの便利帳

●医療費助成制度

子ども医療費助成…福祉医療(P52)参照
母子家庭等医療費助成…福祉医療(P52)参照

●手当

■窓口

甚目寺庁舎:福祉部子育て支援課 TEL 444-3173
本庁舎 :総務部美和市民サービスセンター TEL 444-0968
七宝庁舎 :総務部七宝市民サービスセンター TEL 441-7117

種 類	内 容
児 童 手 当	中学校修了前までの子どもを養育している人に支給します。(所得制限あり)
児 童 扶 養 手 当	父または母が離婚・死亡・生死不明・障がい等の状態にある家庭の児童が健やかに成長できるように、18歳未満の児童の父または母、もしくは養育者に支給します。(所得制限あり)
遺 児 手 当	父または母と死別した場合、父または母に重度の障がいがある場合、両親が離婚している場合などの要件に該当する児童を監護・養育している方に手当を支給します。(所得制限あり)



子育て・教育



〈 広 告 〉

美味しい・安心・便利な
水のある生活を!
ミネラルウォーター宅配

CreCla

クラクラ稲沢

0120-82-1730
TEL (0587) 32-2177
FAX (0587) 21-7875
URL <http://www.cc1730.com>

株式会社 永井水道設備
稲沢市横地一丁目15 (稲沢市役所南となり)



●保育園

保育園は、保護者の勤務や出産前後、病気などのために、児童の保育に欠けると認められる場合に、保護者に代わって保育するところです。

4月から入園を希望する場合は、前年の10月に受付を行います。また、中途入園の場合は、随時受付を行っています。

■窓口

甚目寺庁舎：福祉部子育て支援課 TEL 444-3173

■保育園一覧

【市立保育園】

名 称	所在地	電話番号
七 宝 北 部 保 育 園	あま市七宝町安松七丁目8番地	441-0644
正 則 保 育 園	あま市二ツ寺三本松80番地	444-1529
篠 田 保 育 園	あま市篠田三丁目52番地	443-0656
昭 和 保 育 園	あま市甚目寺二伴田76番地	444-5199
聖 徳 保 育 園	あま市甚目寺東大門43番地	444-7731
萱 津 保 育 園	あま市中萱津南宿208番地	442-1884
新 居 屋 保 育 園	あま市新居屋東高田50番地	442-1883
五 条 保 育 園	あま市西今宿六反地四12番地	441-5995
大 花 保 育 園	あま市上萱津銭神65番地1	443-0811

【私立保育園】

名 称	所在地	電話番号
七 宝 保 育 園	あま市七宝町秋竹四町田817番地1	442-0450
七 宝 南 部 保 育 園	あま市七宝町鯉橋一丁目27番地	442-8126
七 宝 ひ か り 保 育 園	あま市七宝町安松上屋敷1998番地	449-6888
美 和 保 育 園	あま市金岩枝村36番地	444-1131

●児童館

児童に健全な遊び場を提供し、その健康増進と情操を豊かにすることを目的とした施設です。

■窓口

甚目寺庁舎：福祉部子育て支援課 TEL 444-3173

■児童館一覧

名 称	所在地	電話番号
七 宝 児 童 館	あま市七宝町安松荻本木2416番地2	442-2550
美 和 児 童 館	あま市木田五反田124番地1	443-5454
甚 目 寺 中 央 児 童 館	あま市西今宿馬洗46番地 (甚目寺総合福祉会館3F)	442-8036
甚 目 寺 南 児 童 館	あま市本郷柿ノ木92番地	443-1753
甚 目 寺 北 児 童 館	あま市森二丁目6番地2	445-1367
甚 目 寺 西 児 童 館	あま市新居屋東高田58番地	442-0083

●親子通園

心身の発達の遅れやそのおそれのある児童に対して、親子で集団療育に参加し児童の特質や関わり方を学ぶところです。

■窓口

甚目寺庁舎：福祉部子育て支援課 TEL 444-3173

■親子通園一覧

にこにこ園	あま市七宝町安松七丁目8番地(七宝北部保育園内)	TEL 441-6115
きらきら園	あま市篠田三丁目51番地(篠田防災コミュニティセンター内)	TEL 449-5080
ほのぼの園	あま市甚目寺二伴田76番地(昭和保育園内)	TEL 444-7620

●子育て支援センター・つどいの広場

主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、楽しい遊びや様々な講習を通して交流し、関連情報の提供や子育ての不安、悩み、相談等への援助をするところです。

■窓口

甚目寺庁舎：福祉部子育て支援課 TEL 444-3173

■子育て支援センター一覧

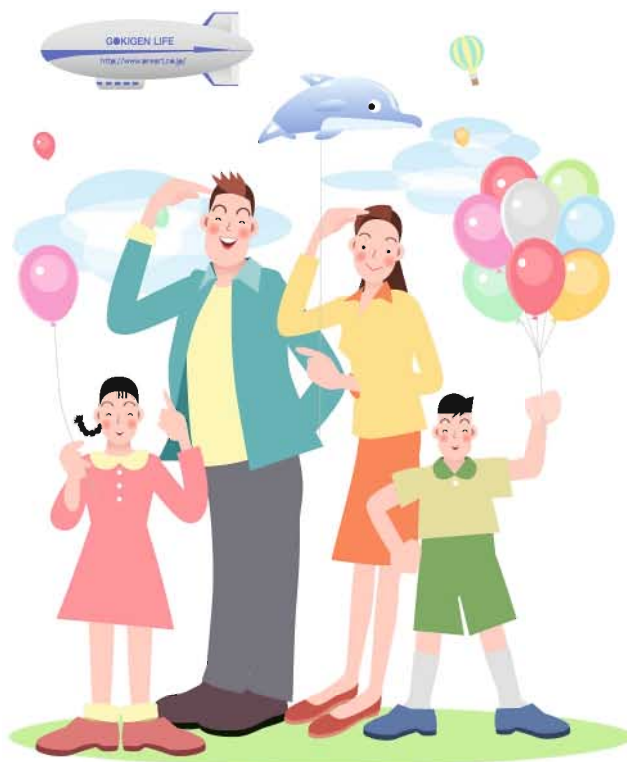
美和子育て支援センター	あま市花正中之割2番地(美和保健センター内)	TEL 444-7778
甚目寺子育て支援センター	あま市甚目寺二伴田76番地(昭和保育園内)	TEL 444-6663

■つどいの広場一覧

七宝つどいの広場	あま市七宝町桂弥勒28番地(七宝高齢者生きがい活動センター内)	TEL 442-2420
美和つどいの広場	あま市木田五反田124番地1(美和児童館内)	TEL 442-3515



子育て・教育



●放課後児童対策(児童クラブ・学童保育クラブ)

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校低学年(1年生から3年生)児童に対し、放課後から夕方まで、適切な遊びと生活の場を与えて安全に保護し、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

■窓口

甚目寺庁舎:福祉部子育て支援課 TEL 444-3173

■児童クラブ一覧

名 称	所在地	電話番号
七 宝 児 童 ク ラ ブ	あま市七宝町桂角田1777番地(七宝小学校内)	442-0130
宝 児 童 ク ラ ブ	あま市七宝町遠島大切戸1296番地(宝小学校内)	444-8305
伊 福 児 童 ク ラ ブ	あま市七宝町伊福河原28番地(伊福小学校内)	444-8316
美 和 北 部 児 童 ク ラ ブ	あま市二ツ寺三本松46番地(正則小学校内)	441-4350
美 和 南 部 児 童 ク ラ ブ	あま市篠田三丁目51番地(篠田防災コミュニティセンター内)	445-5270
美 和 東 部 児 童 ク ラ ブ	あま市木田五反田124番地1(美和児童館内)	442-3650
美 和 児 童 ク ラ ブ	あま市木田丁子ノ口6番地1(美和情報ふれあいセンター内)	446-4490
甚 目 寺 中 央 児 童 ク ラ ブ	あま市西今宿馬洗46番地(甚目寺中央児童館内)	442-8036
甚 目 寺 小 児 童 ク ラ ブ	あま市甚目寺寺西40番地(甚目寺小学校内)	441-0145
甚 目 寺 南 児 童 ク ラ ブ	あま市本郷柿ノ木92番地(甚目寺南児童館内)	443-1753
甚 目 寺 南 小 児 童 ク ラ ブ	あま市中萱津西ノ川40番地(甚目寺南小学校内)	445-0887
甚 目 寺 北 児 童 ク ラ ブ	あま市森二丁目6番地2(甚目寺北児童館内)	445-1367
甚 目 寺 西 児 童 ク ラ ブ	あま市新居屋東高田58番地(甚目寺西児童館内)	442-0083

■学童保育クラブ

名 称	所在地	電話番号
七 宝 学 童 保 育 ク ラ ブ	あま市七宝町安松壱本木2416番地2(七宝児童館内)	441-6160

教育

■窓口

本庁舎:教育委員会教育部学校教育課 TEL 444-0902

●幼稚園

■幼稚園一覧

【私立幼稚園】

名 称	所在地	電話番号
青 山 幼 稚 園	あま市七宝町沖之島五反田28番地1	442-3488
木 田 幼 稚 園	あま市木田宮東10番地	442-0180
七 宝 幼 稚 園	あま市七宝町安松八丁目92番地	444-4744
甚 目 寺 幼 稚 園	あま市西今宿山伏一16番地	444-0572
中 川 幼 稚 園	あま市七宝町伊福隅田56番地	442-0170
明 和 幼 稚 園	あま市中橋宮前18番地	442-0301

■私立幼稚園就園奨励費補助金

保護者の所得等に応じて入園料、保育料を軽減する制度があります。詳細は、各幼稚園を通じて文書でお知らせします。

●小学校・中学校

■小学校・中学校一覧

【小学校】

名 称	所在地	電話番号
七 宝 小 学 校	あま市七宝町桂角田1777番地	444-2035
宝 小 学 校	あま市七宝町遠島大切戸1296番地	444-8294
伊 福 小 学 校	あま市七宝町伊福河原28番地	444-8297
秋 竹 小 学 校	あま市七宝町秋竹中道358番地	442-8553
美 和 小 学 校	あま市木田小島55番地	444-1047
正 則 小 学 校	あま市二ツ寺三本松46番地	444-1073
篠 田 小 学 校	あま市篠田十王堂59番地	444-1059
美 和 東 小 学 校	あま市木折寺田1番地3	441-8577
甚 目 寺 小 学 校	あま市甚目寺寺西40番地	444-0040
甚 目 寺 南 小 学 校	あま市中萱津西ノ川40番地	442-4717
甚 目 寺 東 小 学 校	あま市西今宿六反割60番地1	441-4493
甚 目 寺 西 小 学 校	あま市新居屋三反通11番地	443-0024

【中学校】

名 称	所在地	電話番号
七 宝 中 学 校	あま市七宝町川部山王4番地	444-2051
七 宝 北 中 学 校	あま市七宝町遠島十坪117番地	441-7700
美 和 中 学 校	あま市木田丁子ノ口1番地	444-1026
甚 目 寺 中 学 校	あま市甚目寺二伴田76番地	444-0074
甚 目 寺 南 中 学 校	あま市本郷八尻6番地	443-1511

■通学区域と転校手続き

小・中学校の通学区域は変わりません。また、児童生徒の転出・転入をされる場合は、窓口にお問い合わせください。



子育て・教育

〈 広 告 〉

さくら音楽教室

あま市甚目寺郷中98

お問合せはこちら
☎ 052-444-0090

本・事務用品・一般文具
印刷・印章
A2コピー・ビデオダビング

ぶっくすみわ

あま市本郷八尻62番地

PHONE
052-441-7985

ぶっくすみわ 検索

2012/03/28 9:05:15

粗大ごみの出し方

電話申込み・受付時間

粗大ごみ受付センター（七宝地区） ☎0587-36-5371

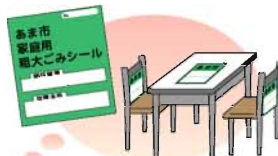
受付時間 午前9時から午後5時まで（土・日曜日、祝日及び年末年始を除く。）

申込期間 開始日 収集日の1ヶ月前から

締切日 収集日の1週間前の月曜日（休日の場合はその前日）まで

① 粗大ごみ受付センターへ電話する

- 係員に、世帯主の名前、住所、品目、数量、出す場所及び連絡先を伝えてください。
- 受付番号及び注意事項を確認してください。
- 申し込み限度は、月に1回で、1世帯5点までです。
- ※ソファセット等は、イス、テーブルごとに1点とします。



② 粗大ごみ1点につき粗大ごみシール1枚を貼ってください。

- 収集当日、品目ごとに粗大ごみシール（受付番号、世帯主名を記入してください。）を見やすい位置に貼ってください。

③ 収集日の午前8時30分までに、道路に面した玄関前等に出してください。（マンション等は、1階入口付近）

- 立会いの必要はありません。

収集しない場合

- 収集当日、申込み時と異なる粗大ごみが出されている場合
- 5点を越える粗大ごみが出されている場合
- 粗大ごみシールが貼っていない場合、シールが貼ってあっても受付番号、世帯主名が記入していない場合
- 粗大ごみに他のゴミが入っている場合

注意事項

- 近所の方の迷惑、交通の妨げにならないよう注意して出してください。
- 収集時間を指定することはできません。

点数の数え方

セットとして扱える例

品 目	取 扱 上 限
スピーカー	2個で1点
ゴルフバック	中身入り1セット （※通常は最大14本）
剣道防具	ケース入り1式で1点
剪定庭木類 （長さは1.5m以下）	大人2人で持ち運ぶことの 出来る重さ 1本ごとの太さは5センチ以下
スキー用具	板・ストック1セットで1点
物干し竿	2本まで縛って1点
ベッド+マットレス	1式 布団は別
こたつ+こたつ板	1式 こたつ布団は別

セットまたは複数で扱えない例

品 目	取 扱 上 限
網戸・雨戸・ふすま・屏風・障子・ガラス戸	1枚で1点
ふとん・毛布	1枚で1点
トタン・ベニア板類	1枚で1点
ブラインド・カーテンレール	1個（本）で1点
食卓テーブルとセットのいす	テーブルで1点 いす1脚で1点
畳・カーペット	1枚で1点
応接セット （ソファ・机のセット）	テーブルで1点 ソファ1脚で1点

粗大ごみシールの購入場所は
ごみ袋販売取扱店で、あま市家庭用
粗大ごみシール（1枚200円）を購入
してください。

粗大ごみとして出せない物

事業系ごみ、危険ごみ（消火器、ガスボンベ、ガソリン類、農業、化学薬品等）、処理不能ごみ（建築廃材、建築設備、土砂、ブロック、コンクリート、バイク、農機具、自動車部品、タイヤ等）、家電リサイクル法に基づくリサイクル対象物（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン）、パーソナルコンピューターなどは受付できませんので、それぞれの専門の業者に依頼してください。

引越など急を要する方や大量に出したい方、事業上のごみを出される方は、下記の事業系一般廃棄物処理業者に直接連絡してください。

事業系一般廃棄物処理許可業者			平成24年3月31日現在		
(株)オールサービス	☎052-441-0585	(株)海部清掃	☎052-441-5353	(株)石濱商事	☎052-441-6652
丸二衛生(株)	☎0567-96-4402	オオブユニティ(株)	☎0587-36-7701	(株)紙んぼ	☎0567-31-7959
東海装備(株)	☎052-431-8627	平和建材(株)	☎052-442-8526	(株)稲沢クリーンサービス	☎0587-23-1521
サトマサ(株)	☎0567-28-3103	東海清掃(株)	☎0561-39-3321	(株)東海	☎052-432-1277
(株)八開チップ	☎0567-37-0578	永井産業(株)	☎052-400-8211	(株)愛西クリーンセンター	☎0567-26-1386
(株)ケーアイ	☎0568-24-0279	(株)一耕園	☎052-441-5959	(株)不二園	☎052-444-1486
(株)ユニオンサービス	☎052-623-5342	丸新商事(株)	☎052-400-3688	(株)アメニティライフ	☎0567-65-3101
豊栄運輸(株)	☎052-441-1451	(株)サンキョークリエイト	☎0587-32-2541	(株)金属資源開発商会	☎052-441-5385
C L 堀文	☎052-442-6828	(株)吉川清掃社	☎0567-26-4918	(株)ヘイセイ	☎0567-96-0885
(株)オカダ	☎052-445-2851	(株)ワイ・エス	☎0567-37-3355	(株)スマイル紙業	☎052-443-0900
松屋産業	☎0594-31-3008	(株)ジェイ・アール・ナゴヤ	☎052-734-0162	(株)福芳	☎052-445-2461
(株)キョーユウ	☎052-354-0813	エコサポート&サービス(株)	☎0587-37-0111		
(株)ユーシン	☎0567-23-6366	(株)オクムラ	☎0567-95-1153		

＜ 広 告 ＞

(株) マツダ



- 段ボール
- 新聞
- 雑誌
- 牛乳パック
- オフィス古紙
- 古着
- アルミ缶
- シュレッダー

本社 あま市下萱津宿ノ口985-1

TEL 052-444-3255

春日井営業所

TEL 0568-31-7306



あま市
(基目寺地区) 混ぜればゴミ
分ければ資源!

ゴミの分別と出し方のルール

ご不明な点は市役所(基目寺庁舎)
までお問い合わせください
あま市環境衛生課
TEL444-3132

ごみは、分類ごとに収集日・時間を守り決められた場所に出してください。

分別種類	収集日	主なごみの内容	注意点
可燃ごみ 生ごみ、紙くず、肌着・布類、木くず・草 等	週2回 □・□曜日 路線収集(指定ごみ袋) 当日のAM8:00までに出してください。 (前日の夜は出せません)		- あま市(基目寺地区)の指定ごみ袋で出してください。それ以外は収集しません。 - あま市(七宝・美和地区用)ごみ袋は使用できませんのでご注意ください。
不燃ごみ ガラス、陶器類、金属類、プラスチック類(プラマークのないもの)、ゴム製品、革製品 等	月2回 第□・□土曜日 路線収集(指定ごみ袋) 当日のAM8:00までに出してください。 (前日の夜は出せません)		- 旧ごみ袋(基目寺町ごみ袋)はそのままご使用できます。 - 指定ごみ袋は、指定袋等取扱店で購入してください。 - 必ず収集日を守ってください。 - ペットボトル等の資源は、ごみではありません。資源回収に出してください。 - 生ごみは、よく水を切ってください。 - 油は布・紙等にしみこませるか、固めて出してください。 - ガラス・陶器類の割れたものや刃物類は、布等に包んで出してください。 - プラマークがついていないプラ製品は不燃ごみで出してください。 - プラ製ボトル、カップ容器等は、中身を出して洗って出してください。
プラスチックごみ プラマークがついているものが対象です。ソース・洗剤などのボトル類、食品トレイ、カップ・パック、レジ袋、発泡スチロール 等	週1回 □曜日 路線収集(指定ごみ袋) 当日のAM8:00までに出してください。 (前日の夜は出せません)		- 資源回収は各地区協力員の方々のご協力により成り立っています。協力員の方々に負担を掛けないように注意事項は必ず守って出してください。 - ビン、カン、ペットボトルは中身を出して洗って出してください。フタは必ずとってください。 - ビンは3種類に分けて出してください。 - スプレー缶は穴をあけて出してください。 - 古紙類はヒモで縛って出してください。
資源回収 空きビン(3種類に分別)・透明・茶色・その他色、空き缶、ペットボトル、古紙類(新聞・雑誌・段ボール等)、乾電池	月1回 第□水曜日 ステーション収集 先日の夕方(カゴが出されたとき)から当日のAM9:00までに出してください。 (古紙は必ず当日の朝に出してください)		- 資源回収は各地区協力員の方々のご協力により成り立っています。協力員の方々に負担を掛けないように注意事項は必ず守って出してください。 - ビン、カン、ペットボトルは中身を出して洗って出してください。フタは必ずとってください。 - ビンは3種類に分けて出してください。 - スプレー缶は穴をあけて出してください。 - 古紙類はヒモで縛って出してください。
粗大ごみ ごみ袋に入らないもの、椅子、タンス、自転車、机、布団、ストーブ 等	月1回 第□金曜日 戸別収集 当日のAM8:30までに、道路に面した玄関前等に出してください。		- 受付は収集日の1ヶ月前から1週間前の金曜日までです。 - 粗大ごみシールは指定取扱店で購入してください。(1枚200円で販売しています) - 旧粗大ごみシールは、そのままご使用できます。 - 粗大ごみシールに必ず、名前・受付番号を記入して貼ってください。シールが貼っていない場合、もしくはシールが貼ってあっても名前、受付番号が記入していない場合は収集しません。 - 受付をしたがし出した場合は、新たに再度の申込みが必要です。粗大ごみシールは使用できます。(受付番号等記入済みの場合は二重線等で訂正し使用ください)

収集できないごみ 家電リサイクル対象5品目 ...テレビ(液晶式・プラズマ式も含む) エアコン、冷蔵庫(冷凍庫も) 洗濯機、乾燥機 事業系ごみ ...バイク、タイヤ、農機具、建築廃材 消火器 等		- パソコンは、メーカーによる回収・リサイクルが行われています。詳しくは、各メーカー又は一般社団法人パソコン3R推進協会(TEL:03-5282-7685 HP: http://www.pc3r.jp/)へお問合せください。 - 家電リサイクル対象品は、引取り可能な家電販売店、または「家電リサイクル受付センター」(0570-063-190)に問い合わせて処理してください。 - 事業に伴って出たごみは、市の家庭用指定ごみ袋で出されても回収しません。 - 処分に関しては「一般廃棄物処理許可業者」等にお問い合わせください。
--	--	--

☆各分別の詳細はホームページ等を参考ください。年末・年始等は、収集日が変更となる場合もあります。広報も併せて確認ください。

住まいと暮らし

〈 広 告 〉

美しい町づくりをめざして

国際標準規格 環境ISO14001・品質ISO9001認証取得

株式会社 クリントック

Clean Tec Co.,Ltd.

関連会社：丸二衛生 有限会社

本社／愛知県海部郡蟹江町学戸一丁目3番地 TEL0567-95-2931
 弥富支店／愛知県弥富市御清町東気開41-7 TEL0567-67-0649
 蒲リサイクルセンター／愛知県海部郡飛島村大字新政成7丁目51-1 TEL0567-55-2233

浄化槽保守管理業
浄化槽清掃業
産業廃棄物収集運搬業・処分業

下水路浚渫工事業
浄化槽工事業
配管のつまり抜き
給排水工事
下水道接続・宅内配管

お客様の資源に心をこめて
トータルリサイクル

リサイクル業
ビン缶・ペットボトル・発泡スチロール・ダンボール
リサイクル

《コンセプト》

- 商店を始めとする事業所の皆様へ
海部地区唯一の広域許可取得の業者として
事業系一般廃棄物収集運搬処理業者
特に①食品リサイクル専用車を常備
- ②資源ごみの回収
(ペットボトル・空カン・ダンボール・古紙)
※数量に応じて有価買取可。
- ③その他、ごみ処理にお困りなら相談に応じます
- 子ども会の皆様へ
資源ごみ回収のお手伝いをいたします。

丸二衛生有限会社

MARUNI

本社 〒497-0050 蟹江町学戸一丁目3番地
TEL(0567)96-4402(代)
FAX(0567)95-4741

飛島支店 〒490-1443 飛島村大字新政成7丁目51-1
TEL(0567)55-2233(代)
FAX(0567)55-2257

E-mail: kainan@orion.ocn.ne.jp

あま市(甚目寺地区用)指定ごみ袋は、スーパー・コンビニ・ドラッグストア・商店等の指定
ごみ袋取扱店で購入してください。*七宝・美和地区用ごみ袋は、使用できませんのでご注意ください。

指定ごみ袋の種類・価格

可燃ごみ(水色)



200円 150円

大(45L)・・・1袋10枚入
小(25L)・・・1袋10枚入

不燃ごみ(透明)



200円 150円

大(45L)・・・1袋10枚入
小(25L)・・・1袋10枚入

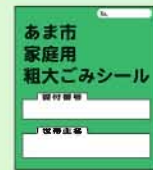
プラスチックごみ (プラスチック製容器包装)(ピンク色)



200円 150円

大(45L)・・・1袋10枚入
小(25L)・・・1袋10枚入

粗大ごみ



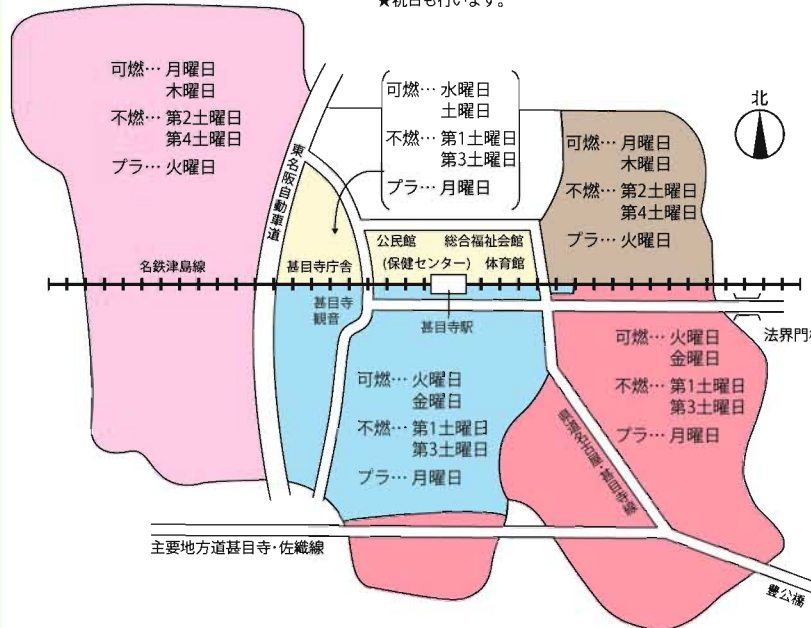
シール1枚 200円

事前に電話で粗大ごみ受付センターへ収集の申込みをして、シールを購入し、ごみ1点に1枚貼って打ち合わせ場所に出して下さい。

旧甚目寺町ごみ袋・粗大ごみシールは、あま市(甚目寺地区)でご使用できます。

ごみ収集日 あま市(甚目寺地区)

収集コースの変更はありません。
ゴミを出す日をまちがえないでね。
★年末年始は変更があります。詳しくは12月広報でお知らせします。
★祝日も行います。



可燃・不燃・プラスチックごみの収集

地 域	可 燃	不 燃	プ ラ
東名阪自動車道より西側(甚目寺の一部を含む)	週 2 回 月曜日・木曜日	月 2 回 第2土曜日 第4土曜日	週 1 回 火曜日
名鉄より南で県道名古屋・甚目寺線より西側(一部東側の甚目寺と本郷)	週 2 回 火曜日・金曜日	月 2 回 第1土曜日 第3土曜日	週 1 回 月曜日
名鉄より北で県道名古屋・甚目寺線より東側(上萱津の一部を含む)	週 2 回 月曜日・木曜日	月 2 回 第2土曜日 第4土曜日	週 1 回 火曜日
坂牧・上萱津・中萱津・下萱津	週 2 回 火曜日・金曜日	月 2 回 第1土曜日 第3土曜日	週 1 回 月曜日
名鉄より北の甚目寺	週 2 回 水曜日・土曜日	月 2 回 第1土曜日 第3土曜日	週 1 回 月曜日

資源回収 (地区の色分けに関係ありません)

曜 日	区 域
月1回 第1水曜日	森・方領・石作・小路・新居屋・栄・西今宿
月1回 第2水曜日	甚目寺
月1回 第4水曜日	本郷・坂牧・上萱津・中萱津・下萱津

粗大ごみの収集

曜 日	区 域
月1回 第1金曜日	森・方領・石作・小路・新居屋・栄・西今宿
月1回 第2金曜日	甚目寺
月1回 第4金曜日	本郷・坂牧・上萱津・中萱津・下萱津

引越しなどで急を要する方や大量に出したい方、事業上のごみを出される方は、下記の事業系一般廃棄物処理業者に直接連絡してください。

事業系一般廃棄物処理許可業者 平成24年3月31日現在			
(株)オールサービス ☎052-441-0585	松 屋 産 業 ☎0594-31-3008	㈱サンキョークリエイト ☎0587-32-2541	㈱関西クリーンセンター ☎0567-26-1386
丸 二 衛 生 (株) ☎0567-96-4402	(株)キョーユー ☎052-354-0813	(有)吉川清掃社 ☎0567-26-4918	(有)不二園 ☎052-444-1486
東 海 装 備 (株) ☎052-431-8627	(有)ユージン ☎0567-23-6366	(有)ワイ・エス ☎0567-37-3355	㈱アメニティライフ ☎0567-65-3101
サ ト マ サ (株) ☎0567-28-3103	(株)海部清掃 ☎052-441-5353	㈱ジェイ・アル・ナゴヤ ☎052-734-0162	㈱金風資源開発商会 ☎052-441-5385
(有)八間チップ ☎0567-37-0578	オオブユニティ(株) ☎0587-36-7701	エコサポート&サービス(株) ☎0587-37-0111	(株)ヘイセイ ☎0567-96-0885
(有)ケーアイ ☎0568-24-0279	平和建材(株) ☎052-442-8526	(株)オクムラ ☎0567-95-1153	(株)スマイル紙業 ☎052-443-0900
㈱ユニオンサービス ☎052-623-5342	東海清掃(株) ☎0561-39-3321	(有)石濱商事 ☎052-441-6652	(有)福 芳 ☎052-445-2461
豊 栄 運 輸 (株) ☎052-441-1451	永井産業(株) ☎052-400-8211	(有)紙んぼ ☎0567-31-7959	
C L 堀 文 ☎052-442-6828	(株)一 耕 園 ☎052-441-5959	㈱福沢クリーンサービス ☎0587-23-1521	
(株)オカダ ☎052-445-2851	丸 新 商 事 (株) ☎052-400-3688	(有)東 海 ☎052-432-1277	



あま市
(美和地区)

混ぜればゴミ
分ければ資源!

ゴミの分別と出し方のルール

ご不明な点は市役所(基目寺庁舎)
までお問い合わせください
あま市環境衛生課
TEL444-3132

ごみは、分類ごとに収集日・時間を守り決められた場所に出してください。●事業系ごみ(事業所から出る廃棄物)は、事業者の責任において処理して下さい。●美和地区のごみは、美和地区でしか出すことが出来ません。●年末・年始の収集日を変更する場合がありますので、広報等をご覧ください。●基目寺地区のごみ袋は、使用することが出来ません。

収集内容	収集時間	収集地区	収集日	主なごみの内容	美和地区
可燃ごみ	午前8時まで	東部	毎週月・木曜日	台所ごみ 料理くず、残飯、果物の皮、茶かす、刻みなど	
プラスチック類	午前8時まで	西部	毎週火・金曜日	紙くず類 ちり紙、紙おむつ、生理用品、金、銀紙、ビニール加工紙、タバコなど	
不燃ごみ	午前8時まで	全地区	毎週水曜日	家庭内の枝、草、落ち葉など	
資源ごみ	午前7時から9時まで	東部	毎月第1土曜日	テープ類 座布団・ぬいぐるみ・靴スニーカー・革くつ等(袋に入るもの)	
資源ごみ	午前7時から9時まで	西部	毎月第3土曜日	ビデオテープ カセットテープ	
資源ごみ	午前7時から9時まで	全地区	毎月第2火曜日	CD DVD MD	
資源ごみ	午前7時から9時まで	東部	毎月第3火曜日	●生ごみは水切りをしてください。 ●竹串など鋭利なものは、紙などに包んでごみ袋に入れてください。 ●紙おむつの汚物はトイレに捨ててください。 ●てんぷら油等の廃油は、紙や布等に染み込ませてください。	
資源ごみ	午前7時から9時まで	西部	毎月第4土曜日	●中身を使い切って出してください。 ●汚れているものは、簡単に水洗いするか、ふき取ってから出してください。 ●洗剤トレイはなるべく回収協力店にお持ちください。	
資源ごみ	午前7時から9時まで	全地区	毎月第1火曜日	カップ・パック類 ボトル類 ポリ袋・ラップ類 網・ネット類 緩衝材類 チューブ類 合成樹脂品類	
資源ごみ	午前7時から9時まで	東部	毎月第2火曜日	●このマークがついている飲料缶、食品缶に限る。 ●中を水で洗う。 ●1斗缶は不燃ごみ	
資源ごみ	午前7時から9時まで	西部	毎月第3火曜日	飲料ビン、食品ビンに限る。 (無色の化繊ビンは収集できません) ●フタは必ず、中を水で洗う。 ●割れたビン、ガラス製品、陶器は不燃ごみです。	
資源ごみ	午前7時から9時まで	全地区	毎月第4土曜日	●スプレー、ガス缶は必ず穴をあけて! ●危険ですので「不燃ごみ」には絶対に出さないでください。	
資源ごみ	午前7時から9時まで	東部	毎月第1水曜日	新聞・雑誌 雑がみ 衣類等 紙パック	
資源ごみ	午前7時から9時まで	西部	毎月第2水曜日	●このPETマークがついているものに限り、(飲料、酒、みりん、しょうゆ、酢、ノンオイルドレッシング)	
資源ごみ	午前7時から9時まで	全地区	毎月第3水曜日	●キャップとラベルをとる。 ●水で軽く洗う。 ●キャップとラベルはプラごみ。 ●つぶして出してください。	
資源ごみ	午前7時から9時まで	東部	毎月第4土曜日	粗大ごみの出し方は次頁をご覧ください 受付は収集日の1ヶ月前から1週間前の水曜日までです 粗大ごみ受付センター(美和地区)【052-449-6550】 粗大ごみは1点につき200円の手数料がかかります	
資源ごみ	午前7時から9時まで	西部	毎月第1水曜日	枝 椅子 机	
資源ごみ	午前7時から9時まで	全地区	毎月第2水曜日	ストーブ タンス カーペット	
資源ごみ	午前7時から9時まで	東部	毎月第3水曜日	スキー スノーボード ガスコンロ 自転車	
資源ごみ	午前7時から9時まで	西部	毎月第4土曜日	●このマークがついている飲料缶、食品缶に限る。 ●中を水で洗う。 ●1斗缶は不燃ごみ	

パソコン・家電リサイクル対象商品の出し方

※市による回収はしていません。

パソコンは、メーカーによる回収・リサイクルが行われています。詳しくは、各メーカー又は一般社団法人パソコン3R推進協会(TEL:03-5282-7685 HP: <http://www.pc3r.jp/>)へお問合せください。

テレビ(液晶、プラズマ含む) 冷蔵庫 洗濯機 エアコン(室外機も含む) ウインドタイプ

これらは家電リサイクル法に基づくリサイクル対象です。販売店又は下記まで連絡してリサイクルをお願いします。家電リサイクル受付センター(TEL:0570-063-190)

その他収集できないごみ

事業系ごみ

その他処理できないごみ
バイク・タイヤ、農機具、建築廃材、ブロック、瓦、バッテリー、消火器等

●処分に関しては一般廃棄物処理許可業者に問合せください。
●オートバイを廃棄処分の場合は(二輪車リサイクルコールセンター TEL:03-3598-8075)

リサイクルステーション

あま市基目寺庁舎駐車場南

- *カン・ビン・ペットボトルは、中身を出して洗って出してください。フタはとってください。
- *新聞・雑誌・ダンボール等の古紙類は、各自縛って出してください。

資源分別をもっと身近に!



リサイクルステーションの特徴

- 1 基本は毎日回収します!
リサイクルステーションは、毎日(土・日曜日を含む)午前9時から午後5時まで回収を行います。(年末・年始等回収を行わない日もあります。回収を行わない日は、事前にお知らせします。)*時間外は出せません。
- 2 資源回収します!
回収品目は、カン、ビン、ペットボトル、古紙類、乾電池に古布類です。→衣服以外は、出せません
- 3 指導員がいます!
常時、指導員がいます。分別でわからないことがあれば、聞いてください。

古布類の回収は



資源回収と同じようにルールを守って出してください。循環型社会に向けて一層のご協力をよろしくお願いします。

粗大ごみの出し方

電話申込み・受付時間

粗大ごみ受付センター（美和地区） ☎052-449-6550

受付時間 午前9時から午後5時まで（土・日曜日、祝日及び年末年始を除く。）

申込期間 開始日 収集日の1ヶ月前から

締切日 収集日の1週間前の水曜日（休日の場合はその前日）まで

① 粗大ごみ受付センターへ電話する

- 係員に、世帯主の名前、住所、品目、数量、出す場所及び連絡先を伝えてください。
- 受付番号及び注意事項を確認してください。
- 申し込み限度は、月に1回で、1世帯5点までです。
- ※ソファセット等は、イス、テーブルごとに1点とします。



② 粗大ごみ1点につき粗大ごみシール1枚を貼ってください。

- 収集当日、品目ごとに粗大ごみシール（受付番号、世帯主名を記入してください。）を見やすい位置に貼ってください。

③ 収集日の午前8時30分までに、道路に面した玄関前等に 出してください。（マンション等は、1階入口付近）

- 立会いの必要はありません。

収集しない場合

- 収集当日、申込み時と異なる粗大ごみが出されている場合
- 5点を越える粗大ごみが出されている場合
- 粗大ごみシールが貼っていない場合、シールが貼ってあっても受付番号、世帯主名が記入していない場合
- 粗大ごみに他のゴミが入っている場合

注意事項

- 近所の方の迷惑、交通の妨げにならないよう注意して出してください。
- 収集時間を指定することはできません。

点数の数え方

セットとして扱える例

品 目	取扱上限
スピーカー	2個で1点
ゴルフバック	中身入り1セット （※通常は最大14本）
剣道防具	ケース入り1式で1点
剪定庭木類 （長さは1.5m以下）	大人2人で持ち運ぶことの 出来る重さ 1本ごとの太さは5センチ以下
スキー用具	板・ストック1セットで1点
物干し竿	2本まで縛って1点
ベット+マットレス	1式 布団は別
こたつ+こたつ板	1式 こたつ布団は別

セットまたは複数で扱えない例

品 目	取扱上限
網戸・雨戸・ふすま・屏風・障子・ガラス戸	1枚で1点
ふとん・毛布	1枚で1点
トタン・ベニア板類	1枚で1点
ブラインド・カーテンレール	1個（本）で1点
食卓テーブルとセットのいす	テーブルで1点 いす1脚で1点
畳・カーペット	1枚で1点
応接セット （ソファ・机のセット）	テーブルで1点 ソファ1脚で1点

**粗大ごみシールの購入場所は
ごみ袋販売取扱店で、あま市家庭用
粗大ごみシール（1枚200円）を購入
してください。**

粗大ごみとして出せない物

事業系ごみ、危険ごみ（消火器、ガスボンベ、ガソリン類、農薬、化学薬品等）、処理不能ごみ（建築廃材、建築設備、土砂、ブロック、コンクリート、バイク、農機具、自動車部品、タイヤ等）、家電リサイクル法に基づくリサイクル対象物（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン）、パーソナルコンピューターなどは受付できませんので、それぞれの専門の業者に依頼してください。

引越などで急を要する方や大量に出したい方、事業上のごみを出される方は、下記の事業系一般廃棄物処理業者に直接連絡してください。

事業系一般廃棄物処理許可業者		平成24年3月31日現在	
(株)オールサービス ☎052-441-0585	(株)海部清掃 ☎052-441-5353	(有)石濱商事 ☎052-441-6652	
丸二衛生(株) ☎0567-96-4402	オオブユニティ(株) ☎0587-36-7701	(有)紙んぼ ☎0567-31-7959	
東海装備(株) ☎052-431-8627	平和建材(株) ☎052-442-8526	(有)稲沢クリーンサービス ☎0587-23-1521	
サトマサ(株) ☎0567-28-3103	東海清掃(株) ☎0561-39-3321	(有)東海 ☎052-432-1277	
(有)八開チップ ☎0567-37-0578	永井産業(株) ☎052-400-8211	(有)愛西クリーンセンター ☎0567-26-1386	
(有)ケーアイ ☎0568-24-0279	(株)一耕園 ☎052-441-5959	(有)不二園 ☎052-444-1486	
(株)ユニオンサービス ☎052-623-5342	丸新商事(株) ☎052-400-3688	(株)アメニティライフ ☎0567-65-3101	
豊栄運輸(株) ☎052-441-1451	(株)サンキョークリエイト ☎0587-32-2541	(株)金属資源開発商会 ☎052-441-5385	
C L 堀文 ☎052-442-6828	(有)吉川清掃社 ☎0567-26-4918	(株)ヘイセイ ☎0567-96-0885	
(株)オカダ ☎052-445-2851	(有)ワイ・エス ☎0567-37-3355	(株)スマイル紙業 ☎052-443-0900	
松屋産業 ☎0594-31-3008	(有)ジェイ・アール・ナゴヤ ☎052-734-0162	(有)福芳 ☎052-445-2461	
(株)キョーユウ ☎052-354-0813	エコサポート&サービス(株) ☎0587-37-0111		
(株)ユージン ☎0567-23-6366	(株)オクムラ ☎0567-95-1153		

●犬の登録

■窓口

甚目寺庁舎：市民生活部環境衛生課 TEL 444-3132
 本庁舎：総務部美和市民サービスセンター TEL 444-0968
 七宝庁舎：総務部七宝市民サービスセンター TEL 441-7117

区 分	内 容
犬 の 登 録	犬の飼い主は、犬を飼い始めた日(生後90日以内の犬を取得した場合は生後90日を経過した日)から30日以内に「登録」が必要になります。登録は、窓口または各市民サービスセンター窓口へ申請してください。登録すると、「犬の鑑札」が交付されます。
狂 犬 病 予 防 注 射	狂犬病予防法により、狂犬病予防注射を毎年1回受けることが義務づけられています。予防接種の日程については、広報紙やホームページでお知らせします。また、狂犬病予防注射は動物病院でも行うことができます。
犬 の 飼 い 方	犬の飼い方に対する苦情が多く寄せられています。次のことを守って、他人に迷惑をかけないようにしましょう。 ① 必ず犬をつないで飼う。 ② 散歩をするときもロープを放さず、他人に脅威を与えないようにする。 ③ 犬のふんの後始末を確実に行う。

●上水道

■窓口

【七宝・美和地区、あま市簡易水道区域】 七宝庁舎：建設産業部上水道課 TEL 441-7115

区 分	内 容
上水道を新たに引くとき	上水道の新設、増設、改造、修理などは、必ずあま市水道事業の指定を受けた「指定給水装置工事事業者」へお申し込みください。
上水道の使用開始、中止	上水道の使用の開始、中止は事前にご連絡ください。
上 水 道 使 用 料 金	2ヶ月に1回検針し、その翌月に請求します。公共下水道をご使用の場合は、下水道使用料金を合算した金額となります。検針、請求の時期は地区により異なりますので、上水道課にお問い合わせください。
上水道使用料金の支払い	口座振替による納付と取扱金融機関や市役所本庁舎、七宝庁舎、甚目寺庁舎の会計課窓口等での納付書による納付方法があります。

※甚目寺地区にお住まいの方は、名古屋市上下水道局にお問い合わせください。

【甚目寺地区】 名古屋市上下水道局お客さま受付センター TEL 884-5959
 名古屋市上下水道局中村営業所 TEL 483-1411

住まいと暮らして

〈 広 告 〉



あま市・大治町 **下水切替工事** 指定工事店

まわりの **エキスパート!!**

◆自社設計・施工 ◆見積無料

服部水道工業株式会社

あま市甚目寺須原47番地

☎052-444-5547



あま市上下水道指定工事店

(有)ウサミ維持管理センター

あま市甚目寺桑丸45-2

TEL(052)442-0462(代)

78

あま市 暮らしの便利帳

■あま市上水道課(あま市水道事業)の給水区域について

あま市ではお住まいの地区により、給水事業者が異なります。

◆あま市上水道課の給水区域について

以下の住所はあま市上水道課(あま市水道事業及びあま市簡易水道)の担当となります。
本誌をご覧ください。

七宝地区 (旧七宝町全域)	七宝町沖之島、七宝町遠島、七宝町安松、七宝町秋竹、七宝町桂、七宝町下田、七宝町川部、七宝町伊福、七宝町下之森、七宝町徳実、七宝町鷹居、七宝町鯉橋
美和地区 (旧美和町全域)	二ツ寺、東溝口、花正、花長、木折、富塚、古道、金岩、木田、森山、中橋、丹波、蜂須賀、篠田、北苅、小橋方、乙之子
甚目寺地区の一部 (旧甚目寺町の一部)	西今宿の一部、栄

◆名古屋市上下水道局の給水区域について

以下の住所は名古屋市上下水道局の担当となります。名古屋市上下水道局にお問い合わせください。

甚目寺地区の一部 (旧甚目寺町の一部)	甚目寺、本郷、坂牧、下萱津、中萱津、上萱津、西今宿の一部、森、方領、石作、小路、新居屋
------------------------	---

名古屋市上下水道局お客さま受付センター TEL:884-5959

名古屋市上下水道局中村営業所 TEL:483-1411

■こんなときは届出が必要です。

届出はお早めをお願いします。お届けの際には、お客様番号の分かるもの(検針票や領収書等)をご用意いただきますと手続きが早く済みます。

◆次の場合はお電話または上水道課窓口で手続きをしてください。

①引越しなどで上水道の使用開始や中止をする場合

②上水道使用者の名義を変更する場合

◆次の場合は上水道課にお問い合わせください。

①上水道の所有者(使用者とは異なります)を変更する場合

②上水道使用料金のお支払い方法を変更される場合

◆次の場合は指定給水装置工事事業者にお問い合わせください。

指定給水装置工事事業者は随時変更されていますので、上水道課にお問い合わせいただくか、あま市の公式ウェブサイトで確認してください。なお、工事費用はおお客様の負担となります。

①水道の新設、移設、増設、口径変更、廃止などの工事をする場合

②宅内、敷地内の水道設備が故障した場合

※水道メーターの故障については上水道課にお問い合わせください。

■上水道使用料金納付方法

上水道使用料金は2か月に1度、検針の翌月(偶数月)に請求をします。上水道使用料金の納付方法には、口座振替と直接納付(取扱金融機関、市役所各庁舎内会計課)があります。

◆コンビニエンスストアでの納付

平成24年6月1日以降に発行される上下水道使用料金納入通知書は、従来のお支払窓口(取扱金融機関及び各庁舎内会計課)に加えコンビニエ

ンスストア(納入通知書裏面記載の店舗に限る)でもお支払いできます。

ただし、以下のような場合はコンビニエンスストアではお支払いできません。

- ・一枚あたりの金額が30万円を越える納入通知書
- ・納期限が過ぎた納入通知書
- ・金額等を訂正した納入通知書
- ・コンビニエンスストア用のバーコード印字が無い納入通知書
- ・汚損等によりバーコードが読み取れない納入通知書

◆口座振替の手続き

取扱金融機関(口座振替ができる金融機関)または上水道課窓口で手続きをしてください。申込書を提出いただいた月の翌々月から口座振替を開始します。(手続には金融機関届出印が必要です。)

口座振替を中止する場合は上水道課にお問い合わせください。

◆取扱金融機関(各本店支店)

三菱東京UFJ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三重銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、第三銀行、岐阜信用金庫、愛知信用金庫、いちい信用金庫、中日信用金庫、東海労働金庫、愛知西農業協同組合、海部東農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局

■水道メーターの検針について

検針員が2か月ごと(奇数月)に検針します。検針した内容は、「上水道・下水道使用量のお知らせ」(検針票)にて通知します。



住まいと暮らし

◆検針にご協力ください

- ・メーターボックスの上に物を置いたり、車を停めたりしないでください。
- ・犬は、出入口やメーターから離れた場所につないでください。
- ・増改築などでメーターが床下や屋内になる場合は、検針できる場所への移設が必要となります。

◆水道使用量が多いと感じたら以下の点をご確認ください

- ・家族の人数が増えたり、水道の使用形態が変わることで、水道使用量が増えることがあります。
- ・じゃ口からポタポタと水が落ちていたり、トイレの水がチョロチョロと流れている程度の漏水でも、長い間続くと水道使用量に影響があります。
- ・雨が降っていないのに壁や地面が濡れているときは、付近の水道管から漏水している可能性があります。

■上水道の故障、漏水の場合

◆宅内、敷地内での故障、漏水の場合

指定給水装置工事業者に連絡し、修理をしてください。(費用はお客様の負担となります。)上水道の故障、漏水により上水道使用料金が高額になった場合、申請することにより上水道使用料金を減額できる場合があります。詳しくは、上水道課にお問い合わせください。

◆道路など公共の場所での漏水の場合

お手数ですが、上水道課にご連絡ください。

■水道の異常について

◆水が出ない場合

【自分の家、アパート、マンションだけ水が出ない場合】

メーターボックス内の止水栓が閉まっていな
いかを確認してください。止水栓に異常がない場
合は上水道課にお問い合わせください。

3階以上の建物の場合は建物の受水槽が故障し
ていることが考えられます。管理人や管理会社
にご連絡ください。

【付近一帯の水が出ない場合】

断水工事を行っている場合や、上水道本管での
事故が考えられますので、上水道課にお問い合わせ
ください。

◆赤い水が出た場合

家の中の配管に長時間水が滞留していたため、
配管の内部に発生した鉄サビなどが流れ出たも
のと考えられます。また、水道工事、消火活動など
により上水道本管内の水の流れや速度が変化し、
上水道本管内の鉄サビなどが流れ出ることがあ
ります。

いずれの場合もしばらく水を流すと、澄んだき
れいな水になります。赤い水が続く場合には上水
道課にお問い合わせください。

◆白い水が出た場合

上水道本管の中に入った空気が無数の小さな
泡となって出てきたものです。しばらくすると、
泡は消えてなくなります。

もし、水がいつもと違った味や臭いがする場
合は上水道課までご連絡ください。なお、受水槽が
設置されている建物の場合は、管理人や管理会社
にご連絡ください。

■上水道課の業務時間について

上水道課の業務時間は平日の午前8時30分から午
後5時15分です。平日のこれ以外の時間や土曜、日
曜、祝日、年末年始は業務を行っておりません。



●下水道

■窓口

七宝庁舎:建設産業部下水道課 Tel 441-7116

■下水道事業の流れ

①下水道工事説明会

整備区域にお住まいのみなさまに下水道工事の手順、公共汚水ます、排水設備、受益者負担金、下水道使用料などの説明を行います。



②公共汚水ます設置申請書の提出、取付管位置の決定

公共汚水ます設置申請書を提出していただいた後、市から下水道工事を請け負った施工業者が公共汚水ますの位置を現場で確認します。



③下水道工事の実施

下水道本管や取付管の埋設工事を進めていきます。工事中は、交通規制や騒音などでご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



④供用開始のお知らせ

下水道が使用できるようになると、使用できる区域と処理の開始日を広報等でお知らせします。



⑤受益者負担金の納入

供用開始区域内に所有される土地面積に応じた受益者負担金を、申告書に基づき算定し、納入通知書を発送しますので、金融機関等で納入してください。



⑥宅地内の排水設備工事

供用開始の告示後、その区域内においては下水道に接続することが義務付けられます。市が指定した排水設備指定工事店に依頼して、排水設備工事を行ってください。



⑦使用開始

排水設備工事が終わりましたら、下水道の使用開始となります。下水道に接続後は、汚水排出量(水道使用量)に応じて2か月に一度、下水道使用料を納入してください。



AMA

住まいと暮らし

■受益者負担金について

1. 受益者負担金とは

下水道が整備された区域では、トイレが水洗化され、汚れた水が側溝や水路などに流れなくなり、より衛生的で快適な生活環境となります。しかし、下水道の利用者は、道路や公園のように誰でも利用できる公共施設とは異なり、整備された区域内の人に限られます。下水道の建設費をすべて税金でまかなうことは、下水道を利用できない人々にまで負担をかけ、公平性を欠くことになります。

そこで、下水道の整備により利益を受ける方に建設費の一部を負担していただくのが「受益者負担金制度」であり、下水道の整備促進に大きな役割を果たしています。この制度は、所有する土地の面積に応じて負担していただくもので、その土地に対して1回限りのものです。

2. 負担金を納めていただく方は

下水道が整備される区域内の「土地所有者」が受益者となります。ただし、その土地に地上権、借地権などがある場合は、権利者が受益者になる場合があります。この場合は、それぞれの利害関係がありますので、話し合いにより受益者を決めていただきます。

1 土地・家屋の所有者と居住者が同一の場合



受益者は **A**

2 土地・家屋の所有者が同一で居住者が異なる場合



受益者は **A**

3 家屋所有者と居住者が同一で土地の所有者が異なる場合



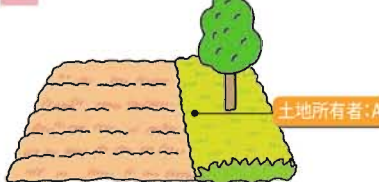
受益者は **A** または **B**

4 土地・家屋の所有者と居住者がそれぞれ異なる場合



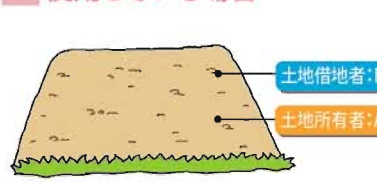
受益者は **A** または **B**

5 農地、雑種地など



受益者は **A**

6 借地を使用している場合



受益者は **A** または **B**

3. 負担金の対象となる土地は

下水道の整備によって、利益を受ける区域内にある「すべての土地」が対象となります。

4. 負担金の額はいくら

負担金の額は、土地の面積に1㎡当りの単位負担金額を乗じて得た額になります。

単位負担金額は、270円/㎡です。

計算例 200㎡(約60坪)の土地の場合

$$200\text{㎡} \times 270\text{円/㎡} = 54,000\text{円}$$

(100円未満切り捨て)

5. 納付までの手続きは

① 土地所有者に「下水道事業受益者申告書」を送付

申告書には該当する土地の地番、地目、地積などが記載されています。

② 申告書の内容を確認、記入して申告書を返送

所有者欄に署名、押印し返送してください。

申告書の土地に権利者がある場合は、権利者欄に署名、押印をしてから返送してください。なお、この申告のない場合は、土地の所有者を受益者とみなして、負担金の賦課をすることになりますのでご注意ください。

③ 「受益者負担金決定通知書」の送付

申告書に基づき、負担金額を決定し、受益者に決定通知書を送付します。

④ 負担金の納付

受益者に納入通知書を郵送しますので、最寄りの市指定金融機関などで納めてください。

※負担金を納付される方は、□座振替制度もご利用いただけます。

■排水設備工事について

1. 排水設備とは

家庭の台所、浴室、水洗トイレなどから発生する汚水を下水道へ流すための「排水管」や「汚水ます」等の宅地内の施設のことをいいます。

なお、あま市の下水道は分流式(汚水と雨水を別々に流す方式)を採用していますので、汚水用と雨水用の排水設備が必要となります。



■下水道への接続時期について

下水道の工事が終わると、下水道を使用することができる日(供用開始日)と処理区域をお知らせしますので、処理区域内の方は、排水設備を設置して汚水を下水道に流してください。

1. 排水設備の早期設置(下水道法第10条抜粋)

供用開始後は、遅滞なく排水設備を設置して、下水道に接続してください。

2. くみ取り便所は3年以内に水洗化(下水道法第11条の3抜粋)

処理区域内のくみ取り便所は、供用開始の日から3年以内に水洗トイレに改造してください。

■排水設備工事の手続きは

①指定工事店に申し込み

市では、公共下水道の適正利用を確保するため、排水設備工事を指定工事店でなければ行うことができません。市の指定工事店に見積を提出してもらい、工事価格や工事期間などの条件を検討したうえで、契約していただきます。



②工事の計画確認申請

市への工事の申請は、指定工事店に依頼してください。費用を準備できない場合は、融資あっせん制度があります。融資が必要な場合は、同時に申し込みしてください。



③工事の開始

平均的な工事期間は3～5日ですが、そのうちトイレ等が使えないのは1日程度です。



④工事の完了と検査

工事完了後、市へ「排水設備等工事完了届」と「公共下水道使用開始等届」を提出してください。市の完了検査が終了しますと、「排水設備等検査済証」を交付します。



⑤下水道の使用開始

いよいよ下水道の使用開始となります。



～下水道を使用されるみなさまへお願い～
公共汚水ます等を清潔に維持するため、定期的に清掃を行って下さい。

土地利用・建築

●道路

■窓口

七宝庁舎:建設産業部土木課 TEL 441-7113

区 分	内 容
道 路 の 維 持 管 理	市道に破損箇所や危険箇所があるときは、担当課へご連絡ください。
道 路 の 占 用 ・ 工 事	市道の上空や敷地内に物を設置・埋設するときや市道を工事するときは事前に申請が必要です。

●土地

■窓口

本庁舎:企画財政部企画政策課 TEL 444-1712

■土地売買の届出

【国土利用計画法による届出】

国土利用計画法では、次のような一定面積以上の土地の取引をしたときは、契約を締結した日から起算して2週間以内に愛知県知事に届け出なければならないことになっています。

区 分	内 容
市街化区域	2,000㎡以上
その他の都市計画区域	5,000㎡以上

【公拡法による届出等】

(届出)

土地の所有者が、次のような土地を売買や交換などにより有償で譲渡しようとするときは、契約を結ぶ前にその旨を市長に届け出る必要があります。

区 分	内 容
次に掲げる土地を一部でも含む土地 ・道路、都市公園、河川等の都市計画施設の区域内にある土地 ・道路、都市公園、河川等の区域として決定された区域内にある土地 ・特定土地区画整理事業、住宅街区整備事業又は生産緑地地区の区域内にある土地	200㎡以上
一定規模以上の土地	市街化区域 5,000㎡以上

(申出)

土地の所有者が、あま市等の公的機関に対して、次のような土地の買い取りを希望するときは、その旨を市長に申し出ることができます。

区 分	内 容
全ての土地	100㎡以上

■届出等の期限

届出等は譲渡を希望する日の3週間以上前までに行ってください。買取希望がある場合は、届出等があった日から起算して3週間以内に関取協議実施の通知をします。この通知があった日から起算して3週間以内は、他人にその土地を譲渡することはできませんのでご注意ください。

届出等を行えば、あま市等の公的機関が必ず買取するという制度ではありませんのでご注意ください。

●建築・都市計画

■窓口

七宝庁舎:建設産業部都市計画課 Tel 441-7112

区 分	内 容
建 築 確 認 申 請	一定基準以上の建物を新築・増築するときは、確認申請が必要です。詳しくは窓口へお問い合わせください。
屋 外 広 告 物	屋外広告物を掲出する場合は、手続きが必要となりますので、窓口にご相談ください。
開 発 許 可 申 請	都市計画区域において開発行為を行う場合、行為の着手前に愛知県知事の許可を受けなければなりません。 開発許可申請は、次のような場合に必要です。 【市街化区域】 500㎡以上の開発行為 【市街化調整区域】 一定の場合を除く全ての開発行為
建 築 許 可 申 請 (都 市 計 画 法 第 5 3 条)	都市計画施設区域内等に建築物の建築をしようとする場合は、市長の建築許可を受けなければなりません。

詳しくは窓口へお問い合わせください。

産業

●農業

■窓口

七宝庁舎:建設産業部産業振興課 Tel 441-7114

■農地

農地を売買したり、農地以外に転用する場合は、農地法による許可が必要です。詳しくは、農業委員会事務局(産業振興課)にお問い合わせください。

区 分	内 容
農 地 の 売 買 ・ 貸 借 (3 条 申 請)	農地を売買または賃借するときは、農地の売主(貸主)と買主(借主)連名で、農業委員会へ申請が必要になります。
農 地 の 転 用 (4 ・ 5 条 申 請)	農地を住宅用地や工場用地等の農地以外の用途に利用しようとするときは、農業委員会へ申請が必要になります。

■農業者支援制度

【主な農業者支援制度】

区 分	内 容
農 業 近 代 化 資 金 融 資	農業者が経営の近代化のために施設整備や農業機械の取得をしようとするときなどにご利用いただくものです。
農 業 経 営 基 盤 強 化 促 進 事 業	高齢化、兼業化の進行とこれに伴う農業の担い手の減少、耕作放棄地の増加を防ぐために、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、関係機関等の協力の下で、認定農業者の育成・支援とこれらの活動による地域農業の担い手の確保および農地の有効利用・保全活動等を一体的に行おうとする事業です。

●商工業

■窓口

七宝庁舎:建設産業部産業振興課 Tel 441-7114

【主な商工業振興制度】

区 分	内 容
小 規 模 企 業 等 振 興 資 金 融 資 制 度	市内の中小企業者が、事業上必要とする資金について、愛知県信用保証協会の信用保証を得て、指定金融機関にて融資を受けていただく制度です。
信 用 保 証 料 補 助 制 度	愛知県信用保証協会を通じて事業資金の借入れを行う際に必要な信用保証料の一部を補助する制度です。

生涯学習・スポーツ・コミュニティ

生涯学習施設・ホール

●公民館

公民館は身近な学習、交流の場として、教育、学術および文化に関する各種講座を開催し、また、さまざまな生涯学習グループが活動するなど、多様な学習機会を提供しています。講座の種類や利用申込みに関するお問い合わせは、各公民館にご連絡ください。

■開館時間 9:00～21:00

■利用申込み: インターネットによる予約システム「あま市公共施設予約システム」にてお申込みください。24時間申込み可能です。(詳しくは、94ページをご覧ください。)

施設名	所在地	電話番号	休館日
七宝公民館	あま市七宝町安松小新田2337番地	444-2511	・月曜日 ・12月29日～1月3日
美和公民館	あま市木田戌亥18番地1	442-2261	・木曜日 ・12月29日～1月3日
甚目寺公民館	あま市甚目寺二伴田65番地	444-1621	・月曜日 ・12月29日～1月3日

●図書館(室)

図書の貸出・返却は、電算システム統合までは、それぞれの図書館(室)でお願いします。

本を借りるときは利用カードの発行が必要です。図書利用カード申込書と住所確認のできるもの(保険証、免許証、学生証など)を提出して交付をお受けください。(住所、電話番号など変更があったら速やかにお申し出ください。)

施設名	所在地 電話番号	利用時間	休館日	貸出点数
美和図書館	あま市花正地先1番地1 TEL 449-1070	9:00～17:00 (4月～8月は 18:00まで)	・月曜日(祝日を除く) ・毎月第4金曜日 ・12月29日～1月3日 ・特別整理期間	6点まで
七宝公民館図書室	あま市七宝町安松小新田2337番地 TEL 444-2511	9:00～16:00 (本の貸出日は 第1金曜日 9:00～16:00 第3日曜日 13:00～16:00)	・月曜日 ・12月29日～1月3日	5点まで
甚目寺公民館図書室	あま市甚目寺二伴田65番地 TEL 444-1621	9:00～17:00	・月曜日 ・12月29日～1月3日	3点まで

●美和文化会館

■利用申込み: インターネットによる予約システム「あま市公共施設予約システム」にてお申込みください。24時間申込み可能です。(詳しくは、94ページをご覧ください。)

施設名	所在地 電話番号	利用時間	休館日
美和文化会館	あま市花正地先1番地1 TEL 449-1114	9:00～21:00	・月曜日(祝日を除く) ・12月29日～1月3日

●七宝焼アートヴィレッジ

施設名	所在地 電話番号	利用時間	休館日
七宝焼アートヴィレッジ	あま市七宝町遠島十三割2000番地 Tel 443-7588	交流ホール 9:00～21:00 その他の施設 9:00～17:00	・月曜日(祝日を除く) ・祝日の翌日(翌日が月曜日の場合はその翌日) ・12月29日～1月3日

詳しくは24ページをご覧ください

●資料館

施設名	住所	電話番号	休館日
七宝郷土資料館	あま市七宝町遠島十坪119番地3	—	現在、休館中 (特別展開催時のみ開館)
美和歴史民俗資料館	あま市花正七反地1番地	442-8522	・水・木曜日 ・12月29日～1月3日
甚目寺歴史民俗資料館	あま市甚目寺東大門8番地	443-0145	・水・木曜日 ・12月29日～1月3日

スポーツ・レクリエーション

■窓口

教育委員会教育部生涯学習課(七宝総合体育館) Tel 441-5001

●体育館

■利用申込み: インターネットによる予約システム「あま市公共施設予約システム」にて申し込みください。
24時間申込み可能です。(詳しくは、94ページをご覧ください。)

■窓口: 登録・利用申込みに関するお問い合わせは、各総合体育館にご連絡ください。
なお、美和体育施設については、美和公民館にご連絡ください。

施設名	所在地 電話番号	利用時間	休館日
七宝総合体育館	あま市七宝町伊福宮東3番地1 Tel 441-5001	9:00～21:00	・月曜日 ・12月29日～1月3日
甚目寺総合体育館	あま市西今宿馬洗56番地 Tel 443-8151	9:00～21:00	・月曜日 ・12月29日～1月3日



〈 広 告 〉

お弁当大量注文承ります!
各施設・イベント会場などに配達OK!
(要予約)

ベントマン

雨中止・ゴミの回収など、ご相談下さい。
会社・工場・町内会・子ども会行事等
幹事さんのお役に立ちます。

ベントマン甚目寺にいや
あま市新居屋山104
☎052-443-8562

AMA

生涯学習・スポーツ・コミュニティ

●その他スポーツ施設

■利用申込み:インターネットによる予約システム「あま市公共施設予約システム」にて申し込みください。
24時間申込み可能です。(詳しくは、94ページをご覧ください。)

■窓口:登録・利用申込みに関するお問い合わせは、各総合体育館にご連絡ください。
なお、美和体育施設については、美和公民館にご連絡ください。

施設名	所在地 電話番号	利用時間	利用時間(ナイター)
七宝グラウンド	あま市七宝町桂弥勒28番地 TEL 441-5001(七宝総合体育館)	7:00~19:00	—
七宝鷹居グラウンド	あま市七宝町鷹居五丁目2番地 TEL 441-5001(七宝総合体育館)	7:00~19:00	19:00~21:00(4~10月)
美和グラウンド	あま市東溝口三丁目101番地 TEL 442-2261(美和公民館)	7:00~19:00	19:00~22:00(4~10月)
蜂須賀グラウンド	あま市蜂須賀八幡前18番地 TEL 442-2261(美和公民館)	7:00~19:00	—
森グラウンド	あま市森二丁目6番地4 TEL 443-8151(甚目寺総合体育館)	7:00~19:00	—
森遊水地グラウンド	あま市森地内 TEL 443-8151(甚目寺総合体育館)	7:00~19:00	—
七宝テニスコート	あま市七宝町遠島十坪53番地 TEL 441-5001(七宝総合体育館)	7:00~19:00	—
美和テニスコート	あま市木田沼西切55番地1 TEL 442-2261(美和公民館)	7:00~19:00	19:00~22:00(4~10月)
甚目寺テニスコート	あま市甚目寺二伴田76番地1 TEL 443-8151(甚目寺総合体育館)	7:00~19:00(日・祝のみ)	19:00~21:00
川部ゲートボール場	あま市七宝町川部三反田54番地 TEL 441-5001(七宝総合体育館)	7:00~19:00	—
宝ゲートボール場	あま市七宝町沖之島西流43番地 TEL 441-5001(七宝総合体育館)	7:00~19:00	—
美和ゲートボール場	あま市木田戌亥50番地1 TEL 442-2261(美和公民館)	7:00~19:00	—
西今宿ゲートボール場	あま市西今宿馬洗144番地1 TEL 443-8151(甚目寺総合体育館)	7:00~19:00	—
森ゲートボール場	あま市森二丁目6番地4 TEL 443-8151(甚目寺総合体育館)	7:00~19:00	—
七宝プール	あま市七宝町伊福宮東3番地1 TEL 441-5001(七宝総合体育館)	(休止中)	—
美和プール	あま市東溝口三丁目101番地 TEL 442-2261(美和公民館)	(休止中)	—
甚目寺プール	あま市森四丁目6番地 TEL 443-8151(甚目寺総合体育館)	(休止中)	—



コミュニティ施設等

■**利用申込み**：インターネットによる予約システム「あま市公共施設予約システム」にてお申込みください。
24時間申込み可能です。(詳しくは、94ページをご覧ください。)

施設名	所在地 電話番号	利用時間	休館日
正則コミュニティセンター	あま市二ツ寺屋敷40番地 Tel 444-1712(企画政策課)	9:00～22:00	・12月29日～1月3日
美和情報ふれあいセンター	あま市木田丁子ノ口6番地1 Tel 444-1712(企画政策課)	9:00～22:00	・12月29日～1月3日
篠田防災コミュニティセンター	あま市篠田三丁目51番地 Tel 444-1712(企画政策課)	9:00～22:00	・12月29日～1月3日
下萱津コミュニティ防災センター	あま市下萱津山伏8番地 Tel 443-0019 (予約に関する問い合わせ： 企画政策課 Tel 444-1712)	9:00～21:00	・火曜日(火曜日が祝日の場合は翌日) ・12月29日～1月3日 ・臨時休館日
坂牧コミュニティ防災センター	あま市坂牧阿原25番地 Tel 445-9300 (予約に関する問い合わせ： 企画政策課 Tel 444-1712)	9:00～21:00	・火曜日(火曜日が祝日の場合は翌日) ・12月29日～1月3日 ・臨時休館日
上萱津コミュニティ防災センター	あま市上萱津上野87番地 Tel 449-7450 (予約に関する問い合わせ： 企画政策課 Tel 444-1712)	9:00～21:00	・火曜日(火曜日が祝日の場合は翌日) ・12月29日～1月3日 ・臨時休館日
新居屋防災センター※	あま市新居屋江上田14番地28 Tel 444-0862(安全安心課)	9:00～21:00	・火曜日(火曜日が祝日の場合は翌日) ・12月29日～1月3日 ・臨時休館日
甚目寺南防災センター※	あま市甚目寺須原20番地 Tel 444-0862(安全安心課)	9:00～21:00	・火曜日(火曜日が祝日の場合は翌日) ・12月29日～1月3日 ・臨時休館日

※新居屋防災センター、甚目寺南防災センターの利用申込みは、「公共施設予約システム」を使って行うことができません。利用の14日前までに安全安心課窓口で申込みください。



生涯学習・スポーツ・コミュニティ

広報・情報公開

広報

窓口

本庁舎:企画財政部企画政策課 Tel 444-1712

区 分	内 容
広 報 紙	広報「あま」を毎月1回発行します。 市の政策、市からのお知らせ、地域の話題などをお届けします。 広報紙は、自治会を通じて各世帯に配布するほか、本庁舎・七宝庁舎・甚目寺庁舎など主な公共施設でも受け取れます。
ウ ェ ブ サ イ ト	市政の情報や暮らしの情報、イベント情報などをお知らせします。 あま市公式ウェブサイト http://www.city.ama.aichi.jp

情報公開制度

情報公開制度は、市の保有する公文書を市民の皆さんの請求に基づき公開することで、市民の知る権利と市の説明責任を明らかにし、公正で民主的な市政の推進を目的としています。

窓口

本庁舎:総務部総務課 Tel 444-1711

区 分	内 容
請 求 で き る 人	どなたでも公開請求をすることができます。
請 求 で き る 情 報	職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録で、職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの
請 求 で き な い 情 報	・法令若しくは条例等の定めにより、公にすることができないと認められる情報 ・個人に関する情報で、特定の個人を識別できる情報 ・法人に関する情報で、正当な利益を害する情報 ・人の生命・財産、公共の安全、秩序維持等に支障を及ぼす情報 ・審議・検討等に関する情報で、意思決定の中立性等を不当に害する、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報 ・行政機関の事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
請 求 方 法	所定の様式に必要事項を記入の上、直接業務を行っている課の窓口にお持ちいただくか、郵送により請求してください。

あま市の情報は **クローバーTV** におまかせ!

まとめて加入で更にお得!!

最大月々 **735円割引**

ケーブルテレビサービス **735円/月~**

ケーブルインターネットサービス **2,940円/月~**

ケーブルプラス電話基本料 **1,396円/月~**

地域情報 **0円**

※初期費用を含め料金の詳細はお問い合わせ下さい。

0120-240-968 [無料]

※携帯電話・PHSからご利用いただけます。
◎<http://www.clovernet.co.jp> ◎eigyout2@clovernet.co.jp



あなたの街のテレビ局

クローバーTV



議会・選挙

議会

■窓口

甚目寺庁舎：議会事務局議事課 TEL 444-3174

区 分	内 容
議 会 議 員 の 定 数	市議会議員は4年ごとに市民の直接選挙で選ばれます。議員定数は、地方自治法により市の条例で定めることになっており、あま市では定数を26名と定めています。
会議および委員会の傍聴	定例会は、年4回(3月・6月・9月・12月)開催します。また、必要に応じて臨時会が開かれます。傍聴を希望される方は、開催当日、受付簿に必要事項を記入した後、傍聴できます。 委員会は、委員長の許可を得て、傍聴できます。

選挙

■窓口

本庁舎：総務部総務課 TEL 444-1711

区 分	内 容
選 挙 人 名 簿	あま市で行われる選挙は、あま市の選挙人名簿に登録されている人だけが投票できます。選挙人名簿の登録は、住民基本台帳を基に毎年3月、6月、9月、12月に定期的に行われるとともに、選挙が行われる場合にも行われます。 選挙人名簿の登録を行ったときは、その登録に間違いがないかどうかを選挙人がチェックするために、新たに登録された方の名簿を縦覧に供します。



議会・選挙

公共施設

主な公共施設一覧

名称・施設名称	所在地	電話番号 (代表又は問い合わせ先)
市役所関係		
本庁舎・分庁舎		
あま市役所	あま市木田戌亥18番地1	444-1001
あま市役所七宝庁舎	あま市七宝町桂城之堀1番地	
あま市役所甚目寺庁舎	あま市甚目寺二伴田76番地	
子育て・教育		
保育園 P68参照		
親子通園 児童館 P69参照		
子育て支援センター・つどいの広場 P69参照		
幼稚園 P70参照		
小学校 P71参照		
中学校 P71参照		
あま市教育相談センター	あま市甚目寺東大門8番地	443-1400
給食センター		
あま市立七宝学校給食センター	あま市七宝町桂角田8番地	444-8949
あま市立美和学校給食センター	あま市二ツ寺三本松73番地	441-7666
あま市立甚目寺学校給食センター	あま市甚目寺二伴田76番地	444-1994
健康・福祉		
保健センター		
あま市七宝保健センター	あま市七宝町桂弥勒28番地	441-5665
あま市美和保健センター	あま市花正中之割2番地	443-3838
あま市甚目寺保健センター	あま市西今宿馬洗46番地	443-0005
福祉センター		
あま市七宝総合福祉センター	あま市七宝町桂弥勒28番地	441-1681
あま市七宝老人福祉センター		
あま市七宝デイサービスセンター		
あま市七宝福祉作業所	あま市七宝町桂弥勒28番地	441-6011
あま市七宝高齢者生きがい活動センター	あま市七宝町桂弥勒28番地	443-5078
あま市美和総合福祉センターすみれの里	あま市花正中之割13番地1	446-0611
あま市美和デイサービスセンター		442-5010
あま市美和高齢者生きがい活動センター		443-0294
あま市美和ひまわり作業所	あま市花正中之割13番地1	444-1177
あま市甚目寺総合福祉会館	あま市西今宿馬洗46番地	443-4291
あま市甚目寺地域福祉センター		
あま市甚目寺デイサービスセンター		
あま市甚目寺高齢者生きがい活動センター		
あま市甚目寺老人福祉センター	あま市西今宿平割二25番地	443-2033
あま市人権ふれあいセンター	あま市西今宿平割二32番地	444-5393
あま市本郷憩の家	あま市本郷柿ノ木92番地	443-1753
あま市森憩の家	あま市森二丁目6番地2	445-1367
あま市新居屋憩の家	あま市新居屋東高田58番地	442-0083
あま市くすのきの家	あま市甚目寺稲荷新田20番地	446-0453
あま市くすのきの家(西館)	あま市甚目寺稲荷新田37番地1	445-1365

名称・施設名称	所在地	電話番号 (代表又は問い合わせ先)
美和子育て支援センター	あま市花正中之割2番地(美和保健センター内)	444-7778
甚目寺子育て支援センター	あま市甚目寺二伴田76番地(昭和保育園内)	444-6663
七宝つどいの広場	あま市七宝町桂弥勒28番地 (七宝高齢者生きがい活動センター内)	442-2420
美和つどいの広場	あま市木田五反田124番地1(美和児童館内)	442-3515
産業		
産業会館		
あま市七宝産業会館	あま市七宝町遠島十坪119番地2	441-3411
あま市甚目寺産業会館(あま市甚目寺会館内)	あま市甚目寺東大門8番地	442-8831
生涯学習・スポーツ		
生涯学習・スポーツ施設 P86・87・88参照		
その他		
コミュニティ施設 P89参照		
防災施設 P89参照		
消防		
海部東部消防署	あま市七宝町遠島十坪119番地1	442-0119
海部東部消防署北分署	あま市新居屋岩屋75番地	443-0119
警察		
津島警察署 伊福駐在所	あま市七宝町伊福参之割36番地	0567-24-0110 (津島警察署)
津島警察署 七宝交番	あま市七宝町遠島十坪119番地3	
津島警察署 美和交番	あま市木田西明19番地	
津島警察署 甚目寺幹部交番	あま市甚目寺二伴田76番地	
津島警察署 甚目寺南交番	あま市本郷八尻6番地	
郵便局		
七宝郵便局	あま市七宝町下田堂中4番地2	052-444-4293
伊福簡易郵便局	あま市七宝町伊福四之割32番地	052-444-2093
美和郵便局	あま市花正七反地37番地1	052-444-9455
美和篠田郵便局	あま市篠田森後98番地	052-443-3355
富塚郵便局	あま市富塚先速25番地1	052-444-4200
甚目寺郵便局	あま市新居屋江ノ橋83番地3	052-444-4291
甚目寺本郷郵便局	あま市本郷柿ノ木77番地	052-443-2996
甚目寺西今宿郵便局	あま市西今宿狐海道一18番地	052-441-8851

■主な公園の紹介

リバーサイドガーデン あま市金岩江付地内 他

あま市中部に位置し、景観を楽しみながら散歩をすることができる緑地です。

蟹江川、ガーデンブリッジ、モニュメントなどがあり、自然とふれあう空間として多くの利用者に親しまれています。

問い合わせ先

あま市建設産業部都市計画課 Tel 052-441-7112



森ヶ丘公園 あま市森四丁目6番地

あま市北部に位置する市内唯一の近隣公園です。

噴水、アスレチック、公園全体を見渡せる展望台などがあり、遊びながら自然に触れ合うことのできる公園として、多くの利用者に親しまれています。

問い合わせ先

あま市建設産業部都市計画課 Tel 052-441-7112



二ツ寺親水公園 あま市二ツ寺西高須賀1番地

あま市北部に位置し、市最大の近隣公園です。

親水池、グランドゴルフ場、バーベキュー場などがあり、「水」や「緑」にふれあう空間として多くの利用者に親しまれています。

問い合わせ先

あま市建設産業部都市計画課 Tel 052-441-7112



アートヴィレッジふれあい広場

あま市七宝町遠島十三割2000

あま市南部に位置し、アートヴィレッジ内にある広場です。

利用者の交流の場としても利用され、水と緑に親しむことのできる散策路があります。

広い芝生広場では自由に遊ぶことができ、草すべりやボール遊びを楽しむ姿も多く見られます。

問い合わせ先

七宝焼アートヴィレッジ Tel 052-443-7588



公共施設の予約方法(あま市公共施設予約システムのご利用方法)

■問い合わせ先 P97～P98参照

あま市公式ウェブサイトの「公共施設予約」(インターネット)から各施設の予約ができます。文化や芸術、市民交流の場などお気軽にご利用ください。

■申込について

施設の使用を希望される方は、あま市公式ウェブサイトの「公共施設予約」(インターネット)から予約をしてください。自宅や市内の一部公共施設にあるパソコンと、携帯電話から予約ができます。

インターネットによる予約受付は、24時間可能です。電話予約は行っておりません。

下記の①②どちらかで、予約を行ってください。

①パソコン(インターネットが接続可能なもの)

あま市公式ウェブサイトの「公共施設予約」URL:<http://www2.city.ama.aichi.jp/amacity/web/user/mbok/>

②携帯電話(iモード(docomo)、EZ web(au)、Yahoo!ケータイ(SoftBank)が利用できるもの)

QRコード



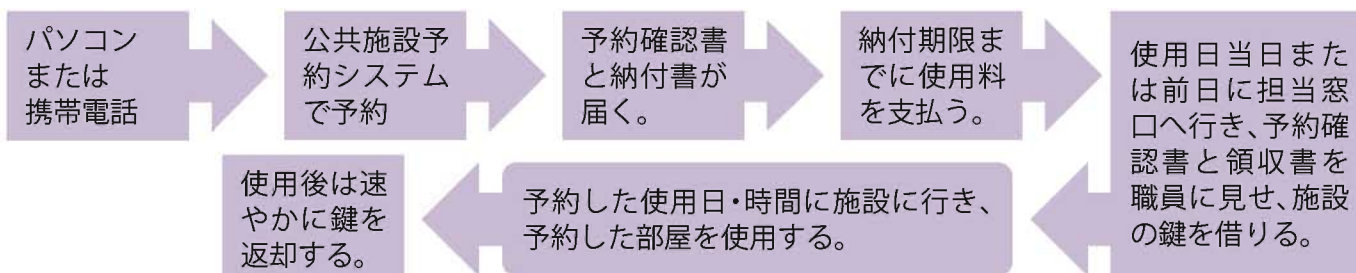
携帯電話のQRコード読み取り機能を利用して、アクセスすることができます。
QRコードが利用できない場合は、アドレス
(<http://www2.city.ama.aichi.jp/amacity/hp/>)を直接入力してください。

■予約できる方

市内に在住・在勤の方(文化会館のみ市外の方も予約できます。)

※施設によっては、宗教活動、政治、営利目的以外、成人でないと予約できないものがあります。

■予約から施設使用までの流れ



※施設によっては、使用までの流れが異なる場合がありますので、使用する施設に確認してください。

■予約期間

使用日の属する月の3か月前の初日から、使用日の7日前まで。

Q&A

Q1. 7月31日を使用したい場合、いつからいつまで予約を行えるの？

A1. 使用日の属する月の3か月前の初日から、使用日の7日前まで。

|| || ||
7月 4月1日 7月24日

よって、4月1日から、7月24日まで予約できます。

Q2. 3月23日に予約を行う場合、予約できる日にち(期間)はいつ？

A2.

3月23日	⇔	3月29日	3月30日	⇔	6月30日	7月1日～
予約できない			予約可能			まだ予約できない

※P97～P98に記載の施設のうち、☆印の施設については、予約期間が「使用日の属する月の1か月前の初日から、使用日の7日前まで」となります。

●印の施設については、一部予約期間が異なる施設が含まれます。ご注意ください。

■予約方法

◆パソコンから予約する場合

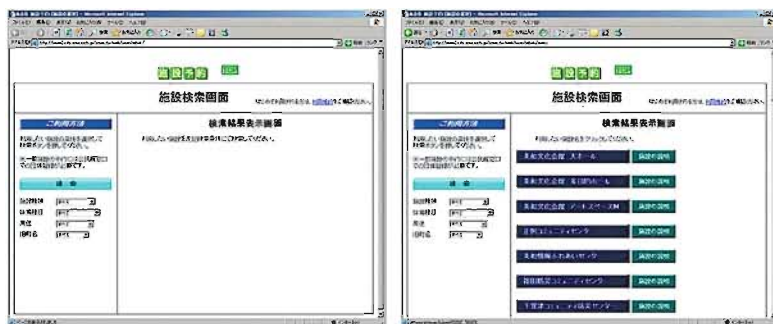
①予約したい施設を選択

使用したい施設の条件を選択して、検索ボタンを押します。

検索結果が画面に表示されますので、使用したい施設名を選択して予約作業をスタートします。

使用したい施設が複数ある場合は、1施設ごとに予約を行ってください。
(使用料金等、施設についての詳しい情報が必要な方は、「施設の説明」をご覧ください。)

※予約操作の過程で、セキュリティチェックの画面が出る場合があります。



②団体確認、成人・営利目的等のチェック

団体コードをお持ちの団体は、画面に従って入力して「つぎへ」ボタンをクリックします。

団体コードをお持ちでない場合は、「つぎへ」ボタンをクリックし、その後の画面に従って成人・営利目的等のチェックを行い進みます。
※体育施設等については、団体コードがないと使えません。団体コードについて詳しくは、担当課(生涯学習課)へお問い合わせください。



③使用したい日付を選択

日付は複数選択することができます。
(選択できない日付は予約できません。)

日付を選択した後「検索」ボタンをクリックします。

④部屋と時間帯を選択

使用したい部屋と時間帯を選択します。
(「予約済」等が表示されているところは予約できません。)部屋・時間帯は複数選択できます。

時間帯を選択した後「選択した内容で予約する」ボタンをクリックします。



⑤予約者情報を入力

「氏名・使用人数・住所・電話番号・使用目的等」をそれぞれ入力します。



⑥予約内容を確認

入力内容を確認し、最後に「予約」ボタンをクリックします。(必須事項が入力されていないと、「〇〇〇は必ず、入力してください」というメッセージが表示されます。)

「予約を確定してもよろしいですか?」という画面が出るので、「OK」ボタンをクリックします。予約内容が表示されます。「終了」ボタンをクリックして、予約完了です。

※予約内容が表示されていますので、ご希望の施設・日時が予約されているか確認してください。

公共施設



◆携帯電話から予約する場合 ※パソコンで予約する場合と内容が重複する箇所は、一部省略してあります。

①携帯電話用のトップ画面から「施設予約」の項目を選択
使用したい施設の条件を選択して、「検索」を押します。

②予約したい施設を選択

検索結果が画面に表示されますので、使用したい施設を選択して予約作業をスタートします。(使用料等、施設についての詳しい情報が必要な方は、「施設の説明」をご覧ください。)

③団体確認、成人・営利目的等のチェック

団体コードをお持ちの団体は、画面に従って入力して「送信」を押します。

団体コードをお持ちでない場合は、「送信」を押し、その後の画面に従って成人・営利目的等のチェックを行い進みます。

④使用したい日付を入力

⑤使用したい部屋と時間帯を入力

⑥予約者情報を入力

「氏名・住所・電話番号・使用人数・使用目的等」をそれぞれ入力し、「登録」を押します。

⑦予約内容を確認

入力内容を確認し、最後に「OK」ボタンを押します。予約内容が表示されます。「終了」ボタンを押して予約完了です。

■予約確認書と納付方法

施設予約後、市から、「予約確認書」と「納入通知書」を郵送します。

使用料は、納付書に記された期日までに、金融機関または市役所窓口でお支払いください。

■鍵の受け渡し(鍵が必要な施設)

使用日当日または前日に担当窓口へ行き、予約確認書と領収書を職員にお見せください。鍵が必要な施設は、施設の鍵をお貸しします。(閉庁・休館日にはご注意ください。)

(鍵が必要でない施設)使用日当日に担当窓口へ行き、予約確認書と領収書を職員にお見せください。

■施設予約システムで予約できる施設の一覧(平成24年4月1日現在)

施設名称	所在地/電話番号	予約可能施設・設備
文化施設		
美和文化会館 ●	あま市花正地先1番地1 449-1114	大ホール、多目的ホールA・B・C、アトス ペースM
コミュニティセンター施設等		
正則コミュニティセンター	あま市二ツ寺屋敷40番地 444-1712(企画政策課)	和室、小会議室、大会議室
美和情報ふれあいセンター	あま市木田丁子ノ口6番地1 444-1712(企画政策課)	マルチメディア学習室1・2・3、CG・HP研修 室1・2、作曲・ミキシングルーム
篠田防災コミュニティセンター	あま市篠田三丁目51番地 444-1712(企画政策課)	第1会議室、第2会議室
下萱津コミュニティ防災センター	あま市下萱津山伏8番地 443-0019 (予約に関する問い合わせ: 企画政策課 444-1712)	研修室、和風会議室、調理実習室、教養室
坂牧コミュニティ防災センター	あま市坂牧阿原25番地 445-9300 (予約に関する問い合わせ: 企画政策課 444-1712)	研修室、和風会議室、調理実習室、教養室
上萱津コミュニティ防災センター	あま市上萱津上野87番地 449-7450 (予約に関する問い合わせ: 企画政策課 444-1712)	研修室、和風会議室、調理実習室、教養室
公民館		
七宝公民館	あま市七宝町安松小新田2337番地 444-2511	和室、研修室、調理室、講堂、視聴覚室
美和公民館	あま市木田戌亥18番地1 442-2261	和室1・2・3、実習室、調理室、講堂兼体育 場、会議室1・2、研修室1・2
甚目寺公民館 ●	あま市甚目寺二伴田65番地 444-1621	大ホール、和風会議室1・2、大会議室1・2、 講義室1・2・3、研修室、会議室、郷土資料 室、教養室、実習室、視聴覚室
体育館		
七宝総合体育館	あま市七宝町伊福宮東3番地1 441-5001	アリーナ、ミーティング室大・小、柔道場、 剣道場、卓球室
甚目寺総合体育館	あま市西今宿馬洗56番地 443-8151	アリーナ、ミーティング室、会議室1・2、武 道場、弓道場、ラケットボール室、野外ス テージ
グラウンド・ゲートボール場		
七宝グラウンド ☆	あま市七宝町桂弥勒28番地 441-5001(七宝総合体育館)	グラウンド
七宝鷹居グラウンド ☆	あま市七宝町鷹居五丁目2番地 441-5001(七宝総合体育館)	グラウンド(夜間照明有)
美和グラウンド ☆	あま市東溝口三丁目101番地 442-2261(美和公民館)	グラウンド(夜間照明有)
蜂須賀グラウンド ☆	あま市蜂須賀八幡前18番地 442-2261(美和公民館)	グラウンド
森グラウンド ☆	あま市森二丁目6番地4 443-8151(甚目寺総合体育館)	グラウンド
森遊水地グラウンド ☆	あま市森地内 443-8151(甚目寺総合体育館)	グラウンド
川部ゲートボール場 ☆	あま市七宝町川部三反田54番地 441-5001(七宝総合体育館)	ゲートボール場
宝ゲートボール場 ☆	あま市七宝町沖之島西流43番地 441-5001(七宝総合体育館)	ゲートボール場
美和ゲートボール場 ☆	あま市木田戌亥50番地1 442-2261(美和公民館)	ゲートボール場





施設名称	所在地／電話番号	予約可能施設・設備
西今宿ゲートボール場 ☆	あま市西今宿馬洗144番地1 443-8151(甚目寺総合体育館)	ゲートボール場
森ゲートボール場 ☆	あま市森二丁目6番地4 443-8151(甚目寺総合体育館)	ゲートボール場
テニスコート		
七宝テニスコート ☆	あま市七宝町遠島十坪53番地 441-5001(七宝総合体育館)	テニスコート
美和テニスコート ☆	あま市木田沼西切55番地1 442-2261(美和公民館)	テニスコート
甚目寺テニスコート ☆	あま市甚目寺二伴田76番地1 443-8151(甚目寺総合体育館)	テニスコート
小学校体育施設		
七宝小学校 ☆	あま市七宝町桂角田1777番地 441-5001(七宝総合体育館)	運動場、体育館
宝小学校 ☆	あま市七宝町遠島大切戸1296番地 441-5001(七宝総合体育館)	運動場、体育館
伊福小学校 ☆	あま市七宝町伊福河原28番地 441-5001(七宝総合体育館)	運動場、体育館
秋竹小学校 ☆	あま市七宝町秋竹中道358番地 441-5001(七宝総合体育館)	運動場、体育館
美和小学校 ☆	あま市木田小島55番地 442-2261(美和公民館)	運動場、体育館
正則小学校 ☆	あま市二ツ寺三本松46番地 442-2261(美和公民館)	運動場、体育館
篠田小学校 ☆	あま市篠田十王堂59番地 442-2261(美和公民館)	運動場、体育館
美和東小学校 ☆	あま市木折寺田1番地3 442-2261(美和公民館)	運動場、体育館
甚目寺小学校 ☆	あま市甚目寺寺西40番地 443-8151(甚目寺総合体育館)	運動場、体育館
甚目寺南小学校 ☆	あま市中萱津西ノ川40番地 443-8151(甚目寺総合体育館)	運動場、体育館
甚目寺東小学校 ☆	あま市西今宿六反割60番地1 443-8151(甚目寺総合体育館)	運動場、体育館
甚目寺西小学校 ☆	あま市新居屋三反通11番地 443-8151(甚目寺総合体育館)	運動場、体育館
中学校体育施設		
七宝中学校 ☆	あま市七宝町川部山王4番地 441-5001(七宝総合体育館)	運動場
七宝北中学校 ☆	あま市七宝町遠島十坪117番地 441-5001(七宝総合体育館)	運動場、ハンドボールコート
美和中学校 ☆	あま市木田丁子ノ口1番地 442-2261(美和公民館)	運動場、体育館、ハンドボールコート (フットサル)、誠友館、相撲練習場
甚目寺中学校 ☆	あま市甚目寺二伴田76番地 443-8151(甚目寺総合体育館)	運動場、体育館
甚目寺南中学校 ☆	あま市本郷八尻6番地 443-8151(甚目寺総合体育館)	運動場、体育館、テニスコート